

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 20 年 2 月 25 日（月曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

7 番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

一般質問 2 日目であります。きょうもしっかり頑張ってまいりましょう。よろしくお願ひ
します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において尾口好昭議員及び昌浦泰己議員を指名いたします。

○議長（阿部五一）

この際、御報告申し上げます。

本日、7 番雨森修一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

先日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

17 番尾口好昭議員の登壇を許します。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

議長あて通告いたしました通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

平成 19 年 6 月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、健全化法)が、今年度からスタートします。

平成 20 年度の予算編成に、21 年秋には、20 年度の決算に基づく指標の公表が義務づけられておりますが、20 年秋には、平成 19 年度の決算に基づく指標も公表することとなっております。

本健全化法は、平成 19 年度の予算成立後の公布であるため、平成 19 年度の決算指標の公表に、どれだけ義務化や拘束力が適用されるかはかり知れませんが、むしろ、19 年度の決算指標の作成の中で、トレーニングをするのではと解釈していますので、本通告としました。

健全化法が導入された背景には、地方財政の悪化があります。悪化の原因は、ストック面で、いわゆる負債の残高にかかわる要因が、90 年代における国の経済対策として、地方を巻き込んだ公共事業による結果として、地方債残高が累増したことに加え、三位一体改革による財源保障責任を地方に転嫁したことによる地方債赤字が増加し、公債費圧力となって財政を圧迫したのが原因であります。

また、フロー面でも、これまでの一般会計でも周知のとおり、少子高齢化、環境対策の需要増及び公債費増に対して、交付税削減が財政構造を悪化させた原因でもあります。臨時財政対策債であります。

健全化法に示された四つの指標は、1、実質赤字比率、2、連結赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率であります。

4 指標の特徴については、関係記載記事も多くありますので省略をします。

平成 18 年度多賀城市普通会計決算特別資料並びに、No.8 決算関係資料に記載してある市税及び地方交付税などの推移、義務的経費の推移、普通建設事業費の推移、財政調整基金の推移及び財政調整基金の年度末残高、市債残高の推移などを参照すれば、今日までの財政構造の流れが把握できると思います。

私は、平成 12 年第 1 回定例会において、財政の数値が悪化していくことへの懸念として、「財政の悪化の原因を深く分析し、公表すべきで、今後の運営には中期、長期の見通しと、財政には指針を示すべきではないか」と一般質問をしております。

その後、中期的な財政計画は議会にも説明されるようになりましたが、計画性が低い運営は数年続いたのが実情であり、そのような財政運営の危機感から、歳出を抑制し、当初予算に対して翌年度への繰り越しでしのぎ、財政バランスの保持に懸命に努めたこと、利用料金や使用料金の増加を図りながら、財政運営をしてきたのですが、平成 16 年度から、ある一定の安定が図られてきたと思われまます。

このような経緯と、本市は公立病院や第三セクターもないことから、赤字経営を免れたと思います。

実質公債費比率は、平成 18 年度より地方分権の一環として起債方式が変わり、財政状況が健全であれば、国や県の許可がなくとも地方債が発行できる協議制に移行し、その新たな指標として導入され、比率が 18%以上は、従来どおり国と県の許可が必要となります。

本市は、平成 16 年度は 16.7%、17 年度は 19%、18 年度は 19.3%で、18 年度決算における 3 力年の平均は 18.3%となり、起債許可が必要となります。

健全化法のスケジュールとしては、平成 19 年 12 月には、指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準、財政再生などを内容とする政省令の整備を公布する予定で、20 年度の予算編成に反映されていくべきだと考えられます。

本市のこれから対応すべき行政需要として、連続立体交差事業負担、駅前整備費、市民プールの建てかえや山王地区公民館の屋内運動場建てかえ、今議会で明確になった天真小学校の建てかえ、さらに、雨水幹線の整備と会計上の課題など、広域的には火葬場の移築などが挙げられ、さらに、職員の大量退職に退職金の手当てがあり、財政収入の伸びが見られない中での健全化法の施行でしたので、市当局の見解をお伺いをいたします。

私は、平成 19 年第 3 回定例会の決算特別委員会において、教育長へ、二条院讃岐の沖の石の和歌が、本市の沖の石を果たして本当に詠んだのか、その確証について調査してほしい旨を述べました。今議会にてその真実を確かめるべく、質問をさせていただきます。

小倉百人一首の编者・藤原定家は、平安時代史事典によれば、「生没 1162 年から 1241 年の 79 歳まで生き、平安末期から鎌倉初期の歌人であり、歌の学者で、また、古典文学者で、さらに墨蹟も定家様と呼ばれ、古筆として尊重された」とあります。

今日で言う、創作や撰者、编者など、文化人としての活動や役割ははかり知れず、その遺績は枚挙にいとまがないので省略をします。

歌壇での指導的位置は、嫡子為家によって継承され、中世を通じてその子孫である二条、冷泉両家または両派の歌人が、師範として歌壇の主流を占めるようになったとあります。

岩出山伊達家には、冷泉家と婚籍を結んだこともあり、多くの冷泉家の歌集やそういった古典書が多く保存されているということが、ここでわかると思います。

貞永元年（1232年）、後白河天皇から勅撰集の下命を受け、嘉禎元年（1235年）3月、新勅撰和歌集を完成させ、次いで同年5月には、宇都宮入道蓮生（源頼綱）の求めに応じて小倉百人一首を編集したとあります。

讃岐の父・源頼政は、生没1104年から1180年の76歳まで生きた平安末期の武士で、父と同様、京及び中央歌壇にて活躍した人のようであり、讃岐は生没1141年から1217年の76歳まで生きた平安末期から鎌倉初期まで活躍した女性で、若くして二条院に仕えたことから、通称二条院讃岐と称され、二条院没後、藤原重頼の妻になったとあります。

かかわりのある3人のプロフィールを簡単に紹介いたしました。

百人一首中92首、讃岐の和歌は、「わが袖は 潮干にみえぬ 沖の石の 人こそしらねかわくまもなし」。

現代風に訳しますと、私の袖は、干潮のときでさえ海中に隠れて見えない沖の石のように、人は知らないでしょうが、あの人を思う恋の涙のために乾く間もないのです。あの人を思うということは、沖の石を思うというふうに訳されています。

この和歌は、千載和歌集巻12・恋歌二、「石に寄する恋といへる心」として登場するようであり、高橋睦郎著「百人一首」、副題は「恋する宮廷」によれば、平安時代の歌会が盛んで、後期の歌会月例会で、「物に寄せる恋」と題して、に応じて詠んだようであります。

「物に寄せる歌」で、和泉式部の「わが袖は 水の下なる石なれや 人に知られで かわくまもなし」を本歌に、「水の下なる石」を、「潮干にみえぬ 沖の石」に転じて詠んだとあり、なぜ沖の石かといえば、父頼政の所領若狭国矢代の浦に沖の石という名所があるとされています。頼政に、「いとわるる わがみぎわには 離れ石の かかる涙にゆるぎげぞなき」があります。このはなれ石と沖の石は同様であります。

多賀城市史の3巻「文学」に目を通して見たのですが、私が見落としか、見損ないかはわかりませんが、記載を確認することはできませんでした。

この讃岐の和歌は、多賀城市所在沖の石を詠んだとされ、市広報にも用いられ、また、小学生の副読本に記載をされています。

平成20年度において、副読本の見直し事業がありますので、市当局の見解をお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

尾口好昭議員の質問にお答え申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する件でございますが、この法律は、財政の健全性を判断する新たな指標の公表制度を設け、その指標に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化並びに再生に関する計画を策定し、国の一定の関与のもと、財政の健全化を図ることを目的として制定されたものであります。

議員御質問のとおり、この法律に基づく四つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の整備と公表が、平成 20 年度から義務化されます。

これらの指標につきましては、一般会計のほか、各会計等の連結決算に基づいて算定されます。

したがって、平成 20 年度予算編成においては、4 指標の健全性を確保するため、一般会計に限らず、財源確保への積極的な努力のもと、プライマリーバランスの保全・保持を前提とした市債発行額の抑制に努めるとともに、人件費の抑制や経常経費の節減・合理化を図っております。

次に、地方債現在高を初めとした将来にわたる財政負担でございますが、これを端的にあらわす指標は、四つの指標のうち将来負担比率であると考えます。

この指標は、市のすべての会計に加え、一部事務組合、さらには出資法人等を含めた実質的負債の標準財政規模に対する割合、いわば地方公共団体の財政体力をあらわすものであります。

その算定方法につきましては、2 月 5 日に、総務省令が公布されたばかりで、まだ詳しい算定要領は明らかになっておりません。

したがって、具体の算定はこれからになります。本市では、多額の債務を負担する第三セクター等がないことから、財政健全化法における早期健全化基準以下の比率になるものと見込んでおります。

私からは以上でございます。次の百人一首関係につきましては、教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

尾口議員の 2 点目の質問について、私の方から御回答を申し上げます。

二条院讃岐の沖の石の和歌についての御質問でございますが、沖の石は、二条院讃岐の歌に、議員も先ほどお詠みになりましたが、「わが袖は 潮干にみえぬ 沖の石の 人こそ知らね かわくまもなし」とあるもので、西暦 1187 年、勅撰和歌集である「千載和歌集」に初めて見えます。

その後、藤原定家により、百人一首にも選ばれました。

御承知のとおり、歌の意味は、私の袖は、潮が引いても水面にあらわれない沖の石のように、人は知らないでしょうが、切ない恋を嘆く涙のために、乾く間もありませんねというもので、この歌の内容から見る限り、「沖の石」は、固有名詞ではなく、普通名詞として使われているようであります。

古来より歌に詠まれた歌枕の地を、特定の場所に設定する動きは、江戸時代に盛んになり、各藩においてその動きがあり、沖の石もその一つであります。

御質問の、旧若狭国の沖の石ではありますが、これは現在の福井県小浜市沖の若狭湾にある小島を指していると言われております。

ここを歌枕「沖の石」とする根拠は、二条院讃岐の父である源頼政の所領であったこと及び讃岐の夫の藤原重頼が、同地の地頭であったことに起因するようであります。

他方、多賀城の沖の石についてであります。讃岐の夫の藤原重頼が、陸奥守となったことから、讃岐は夫とともに陸奥国に赴いているのではないかというふうに言われることから、多賀城ともかかわりがあると思われま。

今から約 800 年前に詠まれた地名の所在を探ることは、わずかの例を除いて不可能であり、また、歌枕の中には、そもそも実在しないものも多くあると言われております。

本市の沖の石は、19 世紀の初めごろの資料に見えて以来、歌枕として親しまれているものであり、これを訂正するほどの確たる根拠がない以上、現在のまま、名勝として保護していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

今、市長そして教育長と、それぞれ御答弁をいただきました。

当時の健全化法のスケジュールは、12 月にその算定ルールというものが通知されるのがなく、おくれて、将来負担比率とかそういった算定ができない、当初予算において説明するようになかったという御答弁であります。国の方でも、地方自治体とのやりとりの中で、果たしてどこまで地方自治体が理解できるのか、また、地方分権との絡みもあって、どこまでその監視強化を強めていけるのか。そして、また、今後の財政バランスとの関係もあって、算定ルールが一部変更になるのではないかというような見通しもあります。

算定ルールが、今回、将来負担比率などの算定数値が示されなかったわけで、これから平成 21 年には財務 4 指標の公開も義務づけられ、そういうこともありますので、これから議論を深めていくには、いろいろな機会がいっぱいありますので、その辺でまた議論を重ねていければというふうに思います。

ただ、この健全化法なのですけれども、片や地方分権一括法というのが法律で定められて、地方の個性や資質に合わせて自由に、自由と言ってもおかしいのですけれども、地方の裁量によって分権社会をこれから築いていくのだと。

そして、地方自治体というのは、住民自治の確立を本当に目指していく社会なのだというふうなことを以前に打ち出しています。

その中で、この健全化法は、財政的な数値の中で、全国の地方自治体を一括で監視強化を強めるのではないかということからすると、地方分権に逆行する、いわゆる地方の住民自治をおびやかす一つの法律ではないかという論議もあります。

そこで、今お話したように、地方分権のあり方、地方自治体のあり方、そしてまた、この健全化法との関係で、市長には、その地方自治体の長としてどのような認識をお持ちなのか、この辺をお伺いをいたします。

また、教育長の方から、せっかく、若狭国小浜市の方にある沖の石を詠んだということでは、認識は私の質問と同じではありますが、江戸時代中期になって、徳川幕府が長期政権の安定制をひいたものですから、大名たちが大分、今度はこの文化・芸術活動に走ってくる、文化・芸術活動に啓蒙されていくという、そういう時代を迎えていく。

その中に、そういった史跡とか名勝などで、これらは我が藩にあるのだというようなことを強調していく、そういった時代が確かに出てくるのです。

それで、伊達藩でも、三代伊達綱宗のときに寛文事件が起きて、綱村が7歳か5歳ぐらいで伊達藩の藩主になって、そして、あと落ちつくわけなのですけれども、多賀城市には、確かに沖の石等、あと伊達藩お抱え鍛冶の田代撰津守永重というのが八幡に住んでいましたね。それとか、あと、馬の教練所があったとかということもあって、伊達藩としては、多賀城というのは昔からなじみの深い土地でもあるので、その沖の石が多賀城市にあるということは、伊達の当主も知っているわけなのですけれども。

ですけれども、その文学的な価値とかそういったものを明白にしていく中で、本当に多賀城市の沖の石を詠んだのかという問題なのですけれども、私は、単なる観光協会とか、あと普通の観光施設が、自分のところのPRのためにそれを引用するのであれば、私はさほど取り上げないのですけれども、行政機関とか、まして教育委員会が所管するようなことは、やはりそういうことをきちんと明白にすべきではないかというふうに、私は考えるのです。

と言いますのは、そういう引用をするというのは、心理というのは、子供たちがどこかに出かけるといったときに、そこにあった自転車などをただ乗って行って、そして、今度、遊びの帰りに放置していく。そして、とがめられたときに、「窃盗ではない。これはただそこにあったから乗ったのだ」という、子供のそういった心理とさほど変わらないところがあるので、私は、教育委員会としては、こういう問題というのはやはりきちんと対応すべきだというふうに考えるのですが、そのために今回取り上げさせてもらったのですが、教育長は、長い間、生徒の指導に現場におられた方なので、そういったことも踏まえて、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

尾口議員からは、健全化法が住民自治をおびやかすような発言がありましたけれども、私はそういう認識は全く持っていません。

先ほど質問の中であったように、これが出てきた歴史的な背景は、尾口議員おっしゃるような状態だと思いますけれども、これは夕張ショックですか、ああいうふうなことが二度とないようにということで、早期健全化基準、財政再生基準、一般的に言われるイエローカードあるいはレッドカードというふうなことで、そういう基準が定められたということでございまして、これは、そういう指標を、あるいは数値を示すことによって、やはり自分たちの自治体の健全化をどうやって図っていくかということで、やはり住民と一体となって、私はよく協働と言うのですけれども、そういうことのないように頑張っていくということで、国が示してくれた基準であるというふうに思います。

何か、聞くところによると、早期健全化基準も、恐らく平成19年度の決算から公表されるわけなのですが、20年度からはまるっきり本当に、ランクづけから何からされるかと思えますけれども、できれば、これが早期健全化基準も、今の状態では緩んでいるということで、もうちょっとすると、総務省の方で相当締めつけが厳しくなってくるのかなという

ことで、御存じのように、多賀城市の場合ですと、実質赤字比率あるいは連結実質赤字比率もこれは全部黒字でございます、18年度は。

それから、実質公債費比率自身が18.3ということでございますけれども、恐らくこれは平成20年度決算ぐらいがピークかなということで、それ以降は下がっていくというふうに予想されますので、多賀城の場合はこれには該当しないということでございまして、できればそういうものを、胸を張って市民に示せるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

多賀城市の沖の石の確証はというふうなことですが、では、若狭の小浜市の沖の石は確証があるのかというと、これまたはっきりしていないのです。向こうの方に電話をしたら、「多賀城の方が有名ですね」というふうな言い方をしております、「いや、絶対私の方だ」というふうな言い方、そのくらいこの歌枕については、非常に調べるのが難しいというふうなこと。

今、おっしゃったように、江戸時代に、歌枕についてその権威づけをしようというふうな動きが非常にあって、つけ加えさせてもらいますが、沖の石については、多賀城が非常に有名だというふうになって、かかわりがないわけではない。

それから、若狭国のその福井県の小浜市ですが、二つの沖の石を言っているのです。

一つは、矢代浦の沖にある大きな、まあ島と言っているのですが、大岩と言っているのですが、ただ、これも非常に疑問があって、潮が干潮になっても顔を出さない石というふうなことなのですが、満潮になってもいつでも顔を出しているというふうなことで、これまた若干の疑問があるようです。

それから、そのもう一つは、若狭湾の中に、常神半島の海中の沖の石だというふうなことを言っていますので、向こうでも若干、二種類の言われ方をしておるようです。

もう一つの沖の石は、滋賀県の琵琶湖というふうなこと、彦根とか安曇川町にあるというふうなことを言われておるようですが、非常にこれ以外についても、歌枕については非常にいろいろな言われ方をしておりますが、これまでのいろいろな流れからすると、どこが一番というわけではありませんが、多賀城についてはかなり丸をもらえるといいますが、特に歌枕が多賀城は非常に多いですので、このぐらいの歌枕が残っている多賀城でしたら、やはり沖の石もあってもおかしくないだろうというふうな言われ方、その他たくさんありますので、あとは後日お話し申し上げたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

今の市長の答弁で、算定ルールについては、これから総務省も、大分厳しい数値を出してくるのではないのかというようなことを言われています。

それは、先ほど私も述べたのと大体似たような見解だと思いますが、これから、私が心配しているのは、将来負担比率、先ほど、これからの事業が予定されることを述べさせてい

いただきました。といいますのは、昨年12月にその算定ルールがある程度公表されれば、今度の予算審議でそれをもとにして、その算定ルールの基準から平成20年度以降の、そしてまた、第五次長期総合計画の事業にどのように影響してくるのかという、将来性を含めた質問ができるのでありますが、算定ルールが示されていなかったもので、この程度になってしまったのですが、これから、その健全化法の指標、そしてまた、住民に対して財務4指標が公開されるようになると、当局も、議員もそうなのですが、国から地方まで含めて、こういった指標をもとに議論が活発になって、そしてまた、住民がこれをチェックしていくという、そういった時代を迎えていくのだなというふうを感じるわけです。

そうすると、今、市長の公約とかそういったものが、多賀城市長だけではなくて、全国の自治体の首長が、公約といえども、健全化法の指標とか財務表、そういったものと照らし合わせて、今度はきちんと議論されていく時代が来るのだなということが考えられるわけです。

それと、今度の健全化法を、いろいろ計算式のもととなるものを見ていきますと、どうも全国の自治体は財政指標が悪くなってきているとはいえ、財政調整基金が伸びない中でも、わずかでも基金をつくっている。そうすると、今度の健全化法では、地方自治体の借金というのは、今まで交付金とか補助金が大分含まれている中でも、それで借金があるのだから、残っている資産はどんどん売って、借金を解消しよう。また、基金も、あるものは崩してでも、数値のバランスを整えるのだよというようなところが見え隠れしてくるので、

そういう意味で、地方分権に対して住民自治を侵すのではないのかというような、私は心配をしているので、先ほど再質問でお伺いをいたしました。

教育長の方から、讃岐の沖の石は、多賀城が有名になったので、多賀城のままでいいというような内容の御答弁でしたけれども、先ほど言いましたように、観光協会とかその辺でしたらいいですけれども、行政機関とか教育委員会として見解を出した場合に、所在がはっきりしないものを、印刷物とかそういったものに記載したり、市民に知らしめるということについての行為は、私はいかがなものなのかというふうに思います。

やはり、はっきりした所在が不明なのであれば不明、そして、先ほど、この若狭の夫である重頼が、陸奥守に赴任したこともありというお話しでしたので、それならば、若狭の沖の石が何年に歌われたのかという、そこをきちんと明確にしていかないと、多賀城市では、先ほど言いましたような理由から、私はちょっと軽率になるのではないのかという感じがします。

といいますのは、いろいろな古文学者とか古典学者の本を見ても、多賀城市にあったということは書いていないです。そして、単なる旅雑誌とかそういう観光雑誌には、多賀城市にあったとよく書いてあるのです。その点で、今、再質問させていただきましたので、市長、教育長からそれぞれまた御答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

論旨が、私、ちょっと理解できないので、どういうふうに答えていいかわからないのですが、同じような答えになってしまうのではないのかというふうに思います。

住民自治をおびやかすことについてではないかというふうに思いますが、それでいいのですか。論旨がわからないので、答えようがないのですけれども。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

補助教材というふうにして載せているというふうなこと。先ほどもお話したとおり、末の松山などという、もう4カ所もあるのです。福島県いわき市は、「うちの方だ」と。いや、「宮城県桃生郡の末だ」と、岩手県二戸市は、「南部藩領のうちの方だ」と、そして多賀城市と。

というふうなことで、特に岩手県二戸では、壺の碑も私どもの方だというようなことも書いてあるのです。

ですから、歌枕については、最初はどこを詠んだのか、まあ歌枕ですから、各地の名勝ですね。その名勝は名勝でも、その詠まれて、それを今度は多くの歌人が詠み始めて、初めてそれが歌枕というふうになっていくのですが、普通名詞というふうなことが多いものですから、どこでも当てはまるというふうなこともあります。それが、例えば七ヶ浜の海岸に行って、「この岩が沖の石だよ」と言っても、だれも信じませんね。いわゆる多賀城のあの八幡の場所、いわゆる固有名詞になっていくというふうなことです。

ですから、全くの根拠がないというふうなことではなくて、例えば、「好色一代男」、「奥の細道」、江戸時代のそういうふうなところが、その沖の石については書いてありますので、全く根拠がないというふうなことではなくて、昭和47年に、名勝として、学者が研究して、「認めていだろう」というふうにして、補助教材に載っているというふうなことでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は4問です。

第1は、市道整備についてです。

現在、市道新田高崎線の西部への延伸工事が行われております。新田地区住民の悲願でもありました道路の拡幅が行われ、おくれておりました西部地区のインフラ整備が進むことは、大変うれしく、評価するところであります。

新田地区から市中心部へ向かう中心的な幹線であり、交通量も非常に多くなっております。

しかし、道幅が狭く、歩道がないため、歩行者や自転車で通勤・通学、買い物に行くとき、車が来たらとまって、わきによけるしかなく、用水路に落ちるのではないかと非常に怖い思いをしておりました。

山王小学校から南に延びる道路との交差点まで完成するのが平成21年度ということですが、今後できるだけ早い時期に、さらに西部への延伸を強く希望するところであります。

今後の新田高崎線の整備計画をお聞きいたします。

また、朝夕のラッシュ時には、市内中心部から仙台方面への通過交通が多くなっております。しかし、七北田川にかかります田子大橋が1車線と狭く、手前の関合橋から渋滞が発生しております。

聞くところによりますと、今後も田子大橋の拡幅予定はないとのことであります。新田高崎線が完成しても、出口で渋滞をしては、新田地区住民の安全は守れません。新田高崎線から仙台方面への接続をどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

2 問目は、山王地区公民館の体育館についてです。

山王地区公民館体育館が、耐震診断の結果、非常に危険であるということで、昨年12月から使用中止になっております。

山王地区公民館は、西部地区の社会教育の中核施設として位置づけられており、体育館の使用率も非常に高く、スポーツを初め敬老会や発表会など、地域の文化活動になくてはならないものです。

今年度予算に、改築に向けた設計の予算が計上されております。改築の基本構想はこれから立案されると思いますが、せっかくの機会ですから、スポーツだけでなく、さまざまな要求にこたえられるいい施設にしていだけたらと思います。

山王地区公民館は、山王、南宮、新田、高橋、浮島、市川、そして城南地域の広範囲の人々が利用する施設です。また、災害時の避難場所にも指定をされております。

生涯学習の中核として、どのような施設が求められているのか、設計に当たっては、地域住民の意見を最大限取り入れることが必要であると思いますがいかがでしょうか。

第3 問目は、東西大路の保存についてであります。

私ども共産党市議団で、先月、東京都の国分寺市へ視察に行っていました。

国分寺市は、武蔵国分寺があったところとして有名ですが、今回の視察では、平城京、平安京から続く東山道武蔵道の跡が発見され、それを保存、活用しているということで、視察に行っていました。

東山道というのは、御存じのとおり、律令時代の畿内と東山道諸国の国府を結ぶ幹線道路であり、東海道、山陽道と並ぶ七道の中の一つであります。

東山道武蔵道とは、上野から武蔵国府へ向かう枝道でありました。東山道は、近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、武蔵、陸奥、出羽の九つの各国国府を通る道であり、また、行政区の呼び名ともなっております。

陸奥国府多賀城までは、中路と呼ばれ、重要な情報をいち早く中央・地方の間で伝達することを主目的としていたため、路線は直線的な形状を示し、道路幅も9メートルから12メートルと広く、地域間を結ぶハイウェイとしての性格を色濃く持っていたと言われております。

道路と国府、国分寺の三つが古代律令国家の象徴と言われております。

国分寺市では、旧国鉄中央学園跡地の開発のために発掘をしたら、側溝の跡が出てきました。その側溝は幅12メートルの道路両側に出てきまして、ずうっと真っすぐに490メー

トルも続いているのが発見をされました。そこで、これは東山道の跡だとわかったわけです。

国分寺市では、道路の方を少しずらして建設し、東山道の跡をそのまま歩道として、幅 15 メートル、長さ 400 メートルまるまる残してあります。奈良、平安の時代に人々が歩いたであろうそのままの道の上を歩けるといのは、感動でありました。現地に立つと、その広さに圧倒され、迫力が十分にあります。東山道そのものがあれだけの幅で、真っすぐ奈良、京都から続いていた、その事実を目の当たりにできる、やはり実物の迫力というものがありません。

そこで、我が多賀城市ですが、ここにもやはり東山道が通っておりました。東西大路跡と呼ばれているのがそれであり、平城京、平安京まで続いていました。この貴重な遺跡が、（仮称）「大路公園」の南北大路と東西大路の交差点から、東北本線の山王駅に向かって真っすぐに延びているのがわかっております。城南地域内の南北大路は、都市計画道路として復元整備されておりますが、東西大路は地中に眠っているだけであります。将来、山王駅南側の開発が話題となった場合、この東西大路は非常に貴重な歴史遺産でありますから、例えば、その部分は公園にするとか、道路にして上を歩けるようにするなど、いにしえをしのべるように、計画的に保存する手だてを今のうちから考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

最後の質問は、国府多賀城駅にコインロッカーを設置していただきたいというものです。

ことしは、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの本番であります。国府多賀城駅にも、4 月から観光案内所を設置するというところでありますし、観光客もふえることが予想されます。

政庁跡や多賀城碑など、芭蕉の歩いた跡をたどり、「多賀城はいいところだ」と思ってもらい、「また来たい」と思ってもらうことが大事ではないでしょうか。

ところが、国府多賀城駅にはコインロッカーがありません。遠くから訪れた観光客が、重い荷物を持ったまま史跡を散策したり、観光したりするということは、多賀城のイメージダウンになりかねないのではないのでしょうか。ぜひコインロッカーの設置を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、市長の答弁を求めます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原清議員の質問にお答え申し上げます。

1 問目と 4 問目は、私の方から答弁いたしますけれども、2 問目の山王地区公民館体育館の件と、3 問目の東西大路に関しましては、教育長から答弁させますので、御理解いただきたいと思います。

まず、第 1 問目でございますけれども、市道新田高崎線道路改築事業につきましては、平成 16 年度から平成 21 年度までの補助事業で、市道山王高橋線から新田下 1 号線、これは山王小学校から南下した交差点ですが、までの区間について整備を行っております。

事業内容については、平成 16 年度から平成 20 年度までに用地買収、これは 6,108.17 平方メートルを買収して、平成 18 年度から平成 21 年度までに道路改良工事を実施するよう計画しており、全体としての進捗状況は、平成 19 年度末の事業費ベースでいきますと約 50%、工事につきましては約 30%と考えております。

実際の道路としての形態が見えておりませんが、平成 21 年度完成に向け、鋭意努力しております。

次に、平成 22 年度以降の事業計画については、当路線を西側に延伸し、南北に計画されている都市計画道路・南宮北福室線の接続までの間を計画しております。

このため、平成 20 年度予算で御審議をお願いしております新田高崎線道路改築事業費の単独事業、これは 2,000 万円以上でございますけれども、これは今後の事業推進上必要となります用地測量や地質調査を行い、平成 21 年度の補助事業採択に向けた資料の整備と、平成 22 年度以降の事業の推進につなげるためのものがございます。

その後の計画につきましては、隣接する仙台市との協議を行った上で、事業効果が十分に得られるよう検討してまいります。

最後に、コインロッカーの設置についてでございますが、御承知のとおり、ことし 10 月から開催される仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに備え、4 月から国府多賀城駅構内に観光案内所を新設する予定にしております。

つきましては、本市を訪れる観光客が、身軽に観光を楽しんでいただけるように、今後、当該観光案内所の運営体制を具体的に進めていく上で、来訪客に対する便益施設として、設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

また、国府多賀城駅に隣接する東北歴史博物館においても、同館内にコインロッカーが設置されていることから、国府多賀城駅を利用する観光客に対しても、当ロッカーが利用できるよう、博物館へも働きかけていきたいと考えております。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

2 点目、3 点目について、私の方から御回答申し上げます。

まず、最初に、山王地区公民館体育館につきましては、施政方針でも述べられております耐震診断の結果、耐震判定指標の基準を満たしていないことから、昨年末に使用を中止し、建てかえの設計に着手することといたしております。

設計に当たりましては、利用者や地域の方々から幅広く御意見をいただき、地域住民が利用しやすく、親しまれる施設として、また、災害等が発生したときにも、十分対応できる機能を有した施設となるように、留意していきたいと考えております。

3 点目の御質問でございますが、御質問のように、南北大路と東西大路は、市内の発掘調査により、都と各国府を結んだ古代の幹線道路である七道の一つ、東山道の一部であることが判明をいたしております。

この中で、南北大路に関しましては、多賀城市城南土地区画整理組合関係者の御協力を得て、都市計画道路政庁大路として整備されたものであります。

南北大路との交差部から西に通じる東西大路跡の保存に関しましては、将来、大規模な土地開発等の計画がなされる場合においては、事業者と協議を重ねながら、保存の方法を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

1 番 柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

1 問目の、新田高崎線の整備、今後とも仙台市とも協議を進めることが重要だと思っておりますので、ぜひ、今後とも順調に進んでいくことを期待をいたしております。

また、これからは、自然にも優しく、歩行者や自転車などが、安全に気持ちよく通行できるように、道路づくりにも配慮していただけたらと思っております。

2 問目の、山王地区公民館体育館についてですけれども、聞くところによりますと、山王地区にはかつて地域コミュニティ推進協議会というものがあったそうです。昭和 48 年にモデルコミュニティ推進協議会が結成され、55 年に山王地区コミュニティ推進協議会となり、平成 4 年になくなってしまったと聞いております。

山王地区のコミュニティ推進協議会には、山王、南宮、新田、高橋、浮島、市川の各地区が参加をしておりました。

現在、このような地域の文化やスポーツのコミュニティ組織がありませんので、体育館改修を機会に、私も努力をしていきたいと思っております。

三つ目の、東西大路の保存に関してですが、国分寺市では、東山道跡を埋め戻した上をカラー舗装してありまして、側溝の場所を色分けして、一目でわかる工夫をしたり、発掘した当時のままを一部地上に復元して、実物大で展示をしております。また、広大なスペースを利用して、市民まつりなどにも活用しているとのことですので、ここで御紹介しておきます。

四つ目の、コインロッカーの件では、国府多賀城駅と観光案内所、今後、多賀城観光の中核となっていくことは間違いのないことだと思っておりますので、多賀城が観光に本腰を入れているということを示す意味でも、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

答弁は要りません。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 11 時 10 分であります。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

8 番森長一郎議員の登壇を許します。

(8 番 森 長一郎議員登壇)

○8 番 (森 長一郎議員)

私の質問の第 1 点であります。地域の集会所や公民館を利用し、地域住民参加型（市民協働）による地域デイサービスを行うことにより、高齢者の介護・疾病予防を含む健康保持と地域コミュニケーションを推進してはいかがかという、提案型の質問であります。

これは、昨年平成 19 年 10 月 16 日から同 18 日までの 3 日間、文教厚生常任委員会で福岡県を視察で訪れた第 2 日目、筑後市の施策であります。

多賀城市においても、第四次多賀城市総合計画のもと、高齢者保健福祉事業計画、多賀城市健康増進計画などとの整合性を保ち、平成 19 年 3 月に多賀城市地域福祉計画が策定され、平成 19 年度から 22 年度までの第 1 期がスタートしており、当局そして地域でも、高齢者が健康で快適に過ごしていただけるよう、健康保持や介護・疾病予防に支点、力点を置き、さまざまな施策を講じているところであり、改めて評価するものであります。

筑後市でも、同様に、1999 年に策定された筑後市高齢者保健福祉計画の計画づくりの過程で、既設の建物を積極的に活用し、地域の住民も参加できる事業をしたらどうかという、多くの住民の代表からの意見、提案を取り入れ、地域の集会所や公民館を利用し、地域住民参加による地域デイサービスを盛り込んだそうであります。

通常、デイサービスは、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど、設備の整った既存の施設に委託するケースが多く、これはサービスの質を確保するためであります。対して、既設の集会所や公民館を活用する地域デイサービスは、長年暮らした地域でサービスが受けられるという長所がある反面、住民による催しが、継続的に、安定して運営できるのかという問題点があったので、筑後市では、当初、地区活動の盛んな松原校区久富地区をモデル地域に指定し、試験的に地区公民館で地域デイサービスを行うことにしたのであります。

運営の主体となるのは、地域住民でつくる「ふれあい久富の会」であり、地区の民生委員、福祉委員のほか、住民の健康づくりのために、市が独自に設けたヘルスリーダー、そして、同公民館で活動するボランティアのメンバーで構成され、月 2 回のデイサービスを行い、保健婦やヘルパーの協力を得て、健康チェックや健康体操を行った後、同会が中心となり、レクリエーションや季節行事を行い、この施策の牽引車となっており、料金については 1 回 300 円ということであります。

この地域をモデルに、現在は月 1 回から 2 回実施している市の管轄が 21 団体、年 6 回以下の社会福祉協議会の管轄団体が 34 団体となり、筑後市全体で 76 行政区を考えると、高い普及率、活動状況と認識されるものであります。

また、運営に当たり、市の管轄については、1 人当たり 1 回 100 円が利用者、協力者に助成され、ほかに運営費として、利用者に月当たり 75 円の助成をしており、市全体の助成としては約 200 万円を下回る費用で賄え、個人負担金は地域により異なっており、1 回 300 円から 400 円ということでありました。

この事業の成果として、住民によるアンケートからも、1、地域デイサービスに参加して、外出の機会がふえた。2、身の周りのことをしようとする意欲が出てきた。3、人づき合いがよくなった。4、友達がふえた。5、体操やレクリエーションを通じて体調がよくなったなど、寄せられていることから、介護・疾病予防にも功を奏し、筑後市の軽度の要介護

認定者の給付費が低く抑えられている要因の一つとして、介護保険にも効果をなしているのではないかと推測しているそうであります。

この施策を支えている各地域の協力員同士も、研修として、年1回、ボランティア交歓会を実施し、レクリエーションなどの持ちネタを披露し合い、交流を図り、二重三重の市民の輪が広がっております。

今般の視察で、私たち文教厚生常任委員会のメンバーも、溝口南行政区の地域デイサービスに利用者として参加、現地の利用者、協力者の皆様と交流、昼食まで御一緒させていただくというすばらしい機会を得、直接住民の皆様の表情、感想など、生の声に接することができ、人づくり、地域力、協働に触れ、温かい歓迎と見送りに感謝し、元気で御長寿をと祈りながら集会所を後にしたのであります。

多賀城市においても、かつて市職員と保健衛生推進委員が中心となり、各地域で既設の集会所、公民館を活用し、健康教室を行っておりましたが、施策等の見直しで制度が変わり、一部の地区で自発的に似たような内容で継続して、高齢者の健康維持をいただいていると伺っておりますが、改めて、大量退職者時代など、超高齢者社会に突入しようとしている昨今、裏を返せば、人材が豊富ということでもあります。いま一度、前述の趣旨を御理解いただき、高齢者の健康保持と介護・疾病予防、地域コミュニケーション推進のためにも、人づくり、地域力、協働で地域デイサービスへの取り組みをと提案させていただきますが、この取り組みに対しての御当局の御所見を伺うものであります。

第2点目であります。昨年11月1日にめでたく開館いたしました多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館「多賀城史遊館」についてであります。期待を込めて質問させていただきます。

「多賀城史遊館」につきましては、先般配付されました「多賀城市における行政評価の取組」——平成20年度事務事業評価対象事業——68ページ、事務事業計画書兼評価表(A表)の中でも、「文化財を身近に親しみ、市民とともに創り育てる拠点として設置しており、体験館の開館により、小学生及びその父兄の入館者が見込まれるようになった」と、明るい展望を掲げており、また、市長の施政方針の中でも、「体験館の運営に、市民ボランティアの方々の協力を得る」ともおっしゃっており、私たちも大いに期待するものであります。

平成20年度以降もさまざまな企画、事業をお考えになっているとは思っておりますが、平日の対応について、小学生、中学生に関しては、授業の一環として活用していただき、また、先人でもあります高齢者の諸団体への働きかけも大変重要と考えるのでありますが、御所見をお願いいたします。

また、事あるごとに、例えば、あやめまつり、万葉まつり、デスティネーションキャンペーンなどに向けて、加え、「歴史の道」のポイントとしても、市内外に体験館をプレゼンテーションをし、文化財と体験館をセットで、多賀城を遠足、修学旅行のスポットとして認知度を高め、定着させ、平成22年に平城遷都1,300年を迎える奈良市との友好都市締結の礎をと考えるものであります。

第3点であります。これはテレビからの情報でございまして、千葉県鎌ヶ谷市の対応を発信していたのでありますが、これは、不要になった入れ歯に使用されている金属をリサイクルをして、社会貢献をしようという内容で、庁内ロビーに不要入れ歯回収ボックスが置かれているという内容でございました。

その後、調べてみますと、全国で1年間に捨てられる入れ歯は約385万個、その価値は約50億円とも言われているそうでもあります。

一般の御家庭で二度と使うことなく眠っている不要な入れ歯を回収し、入れ歯に使われている金属部分だけを取り出し、その金属の売却益を社会貢献にというシステムであり、さまざまな自治体、福祉団体、商店会等が協力していることが判明したのであります。多賀城市でもぜひ協力をと望むものであります。

ただ、私が通告いたしましたときには、具体的に仲介団体名を申し上げたのですが、調査を進めてまいりますと、事業を行っている団体は複数団体あり、今質問の中では、事業団体についてはあえて指定せず、当局において精査され、あわせて御検討をと望むが、御所見を伺いたい。

以上、私からは3点について最初の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森長一郎議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、市民協議に関する質問についてでございますけれども、大分筑後市の先進事例を聞かせていただき、理解が進んだかに思います。

地域の方々が集って、自主的に行われるさまざまな活動によって、コミュニケーションのとれた豊かな地域社会へと発展していくという、森議員の御意見、全く同感でございます。

市民活動が活発に行われる社会が構築されれば、まちそのものが元気になり、結果として、そこに住む人たちの健康づくりに貢献し、ひいては介護予防へもつながっていくものと思います。

これまでも、自治会や町内会、老人クラブや食生活改善推進協議会等、さまざまな団体が定期的に集会所や公民館等に集まり、健康づくりの勉強会を行ったり、あるいは茶話会をしたりという事例は見受けられていました。

参加している方々のお話をお伺いしますと、このような集まりへ参加することが楽しみで、生きがいになっており、既に地域におけるデイサービスの活動になっている事例もございます。

大事な視点は、自発的に行われるということだと思いますので、特に、自発的な活動に至っていない地区等については、きっかけづくりとなる健康教室や、介護予防教室等の開催を積極的に働きかけるなど、地域コミュニティ増進のお手伝いをしてまいりたいと考えております。

次に、「多賀城史遊館」の体験講座についてですが、多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館は、昨年11月1日に、愛称「多賀城史遊館」として開館いたしました。

埋蔵文化財調査センターボランティアの協力を得て、古代人の技術や食生活等に関する体験を通して、学ぶことができるよう運営し、多くの方々に利用されております。

今後も、市民の方々の要望や埋蔵文化財調査センターボランティアの協力を得て、高齢者の方々にも気軽に体験できるような事業展開を図るとともに、PR に努めてまいります。

なお、「多賀城史遊館」が、勾玉づくりや土器の拓本採取、染物、横笛づくりなどを通して、多賀城の歴史を学べる体験型学習施設として活用されるよう、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けて積極的にPR を図るとともに、文化財の普及に努め、本市を理解していただけるよう努めてまいります。

次に、奈良市との友好都市の関係でございますが、平成 22 年の平城遷都 1,300 年に合わせ、友好都市締結に向け、準備を進めていきたいと考えております。

奈良市には、歴史に関する講座やサークルが数多くあると聞いておりますので、本市の歴史講座等の参加者やサークルの方々を主とした交流も念頭に入れ、本市と太宰府市、そして奈良市が連携し、歴史を生かした交流が行えるよう進めてまいりたいと考えております。

昨年、皆さんも御存じかと思うのですが、奈良市の藤原市長さんが多賀城にお見えになりました。たまたま、福島県の南相馬市で、全史協（全国史跡整備市町村協議会）の全国大会があったその帰りに、私と一緒に車で同乗されてきたわけでございますけれども、藤原市長が、約 2 時間近く隣に同乗されていたものですから、「どういう関係で友好都市を結んだらいいですかね」ということで、逆に私に話しかけてまいったわけです。

多賀城でも、こういう歴史講座とか持ってらっしゃるのでしょうから、ということで、奈良の方でも歴史講座関係で随分とそういう方々がいまして、ボランティアの方々もいますので、最初はその辺から友好都市の関係を結びましょうかという話が、藤原市長から直に私にありまして、その辺もこれから奈良市と図っていく上でも、起点にしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、最後に、入れ歯のリサイクルに関する質問ですが、NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会は、不要となった入れ歯を回収し、入れ歯に使われている貴金属を精製した益金を、日本ユニセフ協会に寄附することで、世界の恵まれない子供たちを支援する活動を行っている団体と伺っております。

地方自治体が、不要入れ歯回収ボックスの設置に協力する場合には、その福祉団体に対して、その益金の一部を寄附することとなっているようでございます。ホームページの情報によりますと、歯科医や社会福祉協議会に設置している事例が認められますが、数はまだ少ないようでございます。

今後、歯科医師会への設置要請等を含めて、社会福祉協議会とともに研究してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず、1 点目なのですが、こちらに関しては、本当に自発的に今継続されている方々がいらっしゃるということは、私も耳にしておりまして、実は、その先進地事例として常任委員会で行ってまいりました。8 割方、報告的な要望だったので、実際、非常に強く引っ張っていただく方がいたというふうなことでございます。

要は、民生委員さんのリーダー格の方がいらっしゃいまして、その方がどんどん、どんどんやると、自衛隊の OB だそうであります。私たちが行ったときにも、わざわざ来ていた

だきまして、高齢にもかかわらず、かくしゃくとした方で、その中でお話も伺ってまいりました。

ということで、市と協議をしていって、一般市民が、一般市民がということはないですけども、民生委員さんがどんどん、どんどん引っ張っていったと。逆に、本当の意味での市民協働だったような気がします。

ですから、まず、自然発生的に、どんどん、どんどん流れていくことは一番いい形なのかもしれませんが。筑後市においても空白地区があるのと同じように、ただ、漫然としてではなくて、やはり啓蒙はしているというふうな話でございました。

実際、そのいいことはわかっている。ただ、どのようにして啓蒙していくかというふうなことで、やはりネットワークをつくっていくことが大事ですし、やはりお互いが啓蒙し合える場も必要だというふうに考えるわけであります。

ということで、情報の共有をして、質をどんどん、どんどん上げていっていただきたい。質が上がるということは、参加者がふえるというふうに理解するものでございまして、ぜひこの辺のところも、まずいま一度、全地域に向けて、ここではこういう活動をしているのですよ、ここではこういう活動をしているのですよというふうなことで、多分、必要なことではないかというふうに思います。

今、多分、この質問をして、「あら、ずうっと続けているところもあるのですね」というふうなことも、多分初めてわかる方もいらっしゃると思います。ということで、そういう啓蒙の仕方もあるのではないかというふうに思います。

こちらについては、御答弁は不要でございます。

次に、二つ目なのですが、**「史遊館」**、これについては、本当に全く市長の御答弁のとおりでございます。

実は、旅行会社との提携、**「デスティネーションキャンペーン**、いわゆる JR さんが旗振りをしています。

それ以外に、実は、この間、バス旅行に参加をいたしまして、「秋田三大盆踊りを見るツアー」というのに参加してまいりました。行って驚いたのは、仙北市だったのですけれども、仙北市の市民会館ですか、に集められまして、というかバスで運ばれまして、そこで秋田三大盆踊り、調べてきたのですけれども、西馬音内、一日市、毛馬内という三大盆踊りを見せるステージです。その後、抱返り溪谷に寄ると。実は、抱返り溪谷の駐車場のところへテントが張ってありまして、その前に、市民会館のところでも物産展を行ってまして、秋田の物産展ですが、業者がそのロビーで販売をしている。そして、抱返り溪谷の駐車場でテントが張ってありまして、市民です、いろいろな団体が多分出ていたのでしょう、そこできりたんぼ鍋を振る舞う、どんどん、どんどん。

これは、ある意味では、観光誘致というふうなことだと思います。要は、いかにしてそのルートなり、それからその観光をつくっていくかというふうなこと、やはり市民でできること、それから業者を絡めてできることというふうな施策の部分では、体験館というのは非常にこれはプラスではないかと。いわゆる、客観的に見るもの、参加するもの、そしてつくれるものというふうなことで、その体験できるという面では、非常なメリットがございますので、ぜひその辺のところも考えていっていただければというふうに思います。

リサイクルについて、実は、入れ歯のリサイクルについてなのですが、現在 27 市町が行っております。ということで、徐々に、徐々に輪が広がっているようです。

たまたまきのう、おとといですか、私、歯医者さんへ行きました、歯医者さんの待合室でずうっと周りを見たのですけれども、回収ボックスはない。

ただ、歯医者さんは何と言ったかということ、実は詰め物がはがれていたのですけれども、その詰め物を持ってきてくださいというふうにおっしゃいました。電話したときに、「済みません。詰め物が取れたのですけれども」、「ではそれを持ってきてください」というふうに、直接的な話ができるのです。

実際、不要になるものを集めるというのは、やはり公共の施設だったり、本当に利便性があったりとか、行く回数があったりというのは、まあ頻繁にあるというふうなところでの不要ボックスということなので、歯科医師会とのその必要性については、再度確認していただいて、ぜひこれ、どこどこがやったからという問題ではないのですけれども、非常にいいこと、資源のそれこそ再利用というふうなことでは、非常に大事なことだと思います。ぜひこの辺のところも見詰めていただきたいと思います。

改めて、その「史遊館」、今、市民団体も一生懸命動いているとは思っているのですけれども、あくまでもその体験館のメリットを強調していただきたいと思います。再度この部分だけ、市長、申しわけないです、御答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

「史遊館」ですが、大分利用者もいるみたいでございまして、ただ、これ、入館者関係を見ますと、結構小中学校の方々も多いということで、随分いろいろと利用されているようでございます。

今、森議員からきりたんぼ鍋の話がありましたけれども、できれば家持鍋、多賀城でもちょっと有名になってきて、私も初めて食べて、おいしいなと思ったものですから、デステイネーションキャンペーンも間近に迫ってきたわけでもございまして、できれば、今度、東北歴史博物館、あそこのエントランスホールまでずうっと広い、池があるところですが、広がっていますけれども、あそこをどんどん活用していいということで、知事からこれは言われたこともあるのですけれども、そういう活用の仕方もありますし、当然、あるいは「史遊館」とか、あるいは、そんなにはあちこちに展開はできないかと思っておりますけれども、やはりある程度振る舞うということから、いろいろなえにしが広がっていくのかという思いもするものですから、できればそういうきっかけづくりを、リピーターがふえるということもございまして、ぜひそういう、これから観光協会の方々とか、あるいはいろいろなそれに所属するようないろいろな方々に、そういうことも「いいのではないですか」ということで、私の方からもぜひお願いしたいということで、お願いはしていきたいというふうに思っております。こんなところでよろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

絶えず目標を持っていくことが大切だと思いますので、今、私が申し上げたのは、まずは万葉まつりであつたりと、近々の目標、それからデステイネーションキャンペーン、それ

から奈良の 1,300 年というふうな形で、で次はというふうに、目標を持っていくと、指針ができやすいだろうというふうなことがあります。

実は、私の質問のこの裏づけというのは、その「史遊館」の運営に携わる方々からの声でございまして、やる気満々でございます。ぜひその市民の力を活用していただきたいというふうに思います。

以上、3 点、ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員の登壇を許します。

（15 番 松村敬子議員登壇）

○15 番（松村敬子議員）

通告に従い、5 点について質問させていただきます。

初めに、障害者支援についてであります。

障害者が、地域で普通に暮らせる社会を目指し、平成 15 年度より、障害者福祉サービスが利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービス内容などを決定する措置制度から、利用者がサービスを選択できる障害者自立支援費制度に移行されました。

また、その後、障害者自立支援法も平成 18 年 4 月に施行されました。

その主な内容は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成を市町村にゆだね、費用の負担等が改正されております。

その中の大きな柱の一つに、障害者が地域で暮らせる社会を目指した地域生活支援事業の中に、知的障害者地域生活援助事業、すなわち、知的障害者グループホーム援助事業が盛り込まれております。

グループホーム援助事業とは、知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事の提供、金銭の管理、相談、その他の日常生活を営む上での指導、援助を行います。

本人はもとより、障害者を抱える家族にとっての一番の不安は、親が高齢になったとき、また、親亡き後の子供の将来についてであります。

したがって、大切なことは、いつの日か来る家庭、親からの自立のときに、環境の変化に少しでもスムーズに対応でき、自立した生活に移行できるよう、支援することが必要であると考えます。

そこで、グループホームを日ごろから体験することにより、自立が促進されるよう、宮城県障害者福祉補助事業は、知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業を実施しております。

本市におきましても、この事業を活用され、知的障害者の方々の自立に向けた支援をされてはどうかと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

2 点目に、環境行政についてお伺いいたします。

今、地球温暖化問題は、我々人類に、だれもが避けられない深刻な課題として突きつけられております。

このように、温暖化が急速なスピードで進んでいる中、人間として一人ひとりが環境に取り組まなければならない時代になりました。この宇宙に浮かぶ美しい青い星・地球を、未来の人類に残すため、自然環境を守る義務と責任が私たちにはあります。

地球環境問題は以前から叫ばれております。しかし、顕著になったオゾン層の破壊、地球温暖化、野生生物種の減少、酸性雨被害の広がりなど、地球環境問題が残念ながらますます深刻化しております。

特に、地球温暖化による異常気象の影響が、1 国、1 地域に限定されるものではなく、広く世界に及び、将来世代にも及ぶことから、人類にとって最大の課題となっております。

その大きな原因は、二酸化炭素排出の増大による温室効果現象によるとされています。

したがって、私たちは、身近なところで二酸化炭素排出を抑えるため、自然保護、エネルギー、水、ごみの排出など、あらゆるものを大切に使うというエコライフに取り組み、私たち一人ひとりのライフスタイルを変える努力が迫られていると考えます。

本市におきましては、環境行政につきまして、2001 年に環境基本計画を策定、また、環境管理の国際規格 ISO14001 を取得し、積極的に取り組み、努力を重ねております。

その成果として、2001 年度から 2006 年度までの温室効果ガス排出抑制効果が、2000 年度比 44%減で、コストに換算すると 1 億 3,000 万円の節約効果があったと発表されました。

これら、行政みずから、庁舎挙げての環境行政への取り組みと御努力を、高く評価するものです。

そこで、これらの取り組みの成果を踏まえ、さらに地球温暖化防止の施策を推進するため、全市民にさらなる関心、理解、協力を呼びかけ、大きな市民運動となるよう、多賀城市工コ都市宣言をされてはどうかと考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

また、環境行政についてもう 1 点ですが、資源の有効活用をし、循環型社会を目指した 3R 運動を推進されたいということです。

3R 運動の三つの R とは、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の三つの英語の頭文字をあらわします。

3R に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や処理・処分による環境への悪い影響を極力減らすこと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会・循環型社会をつくらうとするものです。

市として、地域における循環型社会を目指し、特に 3R 運動の定着と推進をされてはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

今、地方分権の進展、急速な少子高齢化の中、地方自治体にとっては、地域をどのように元気にするかは大きな課題であります。

したがって、行政には、自治体間競争に勝てる、地域の特色を生かした魅力のあるまちづくりと経営力が問われていると考えます。市長がよくお話に出されます宮城県村井知事ですが、知事は、財政再建という大きな課題を抱えて知事になられ、「富県戦略」のもと、いち早くリーダーシップをとられ、取り組みましたのは、デスティネーションキャンペーン、すなわち観光振興と企業誘致であります。

そして、現在、その「富県戦略」が、県民にわかるように具体的な形であらわれ、進んでおります。また、それを多くの県民が支持し、応援していると考えます。私は、地域経済の活性化のためには、当然の施策であるからであると考えます。

一方、本市においてはどうでしょう。市長の施政方針を見るに、本市も同じ戦略をとろうとしていると感じ、大変うれしく思いました。

特に、本市においては、残念ながらおこなわれている観光産業振興に、DC（デスティネーションキャンペーン）として積極的に取り組もうとしている市政の意気込みを感じたからであります。

デスティネーションキャンペーンについて3回も触れられ、多賀城の魅力をアピールして、観光客を誘客していきたいとの決意表明でした。私は、いよいよ多賀城の観光振興の幕開けのときが到来したと感動いたしました。

施政方針の、全市を挙げた観光振興の推進の中で、「この機会に、歴史都市『史都 多賀城』の魅力を全国に発信し、さらには多賀城を訪れた方が、もう一度来てみたいと感じていただけるよう、多賀城市観光協会等と連携を密にした、観光客の受け入れ体制を整備してまいります」とありました。私も全く同感です。

特に、この訪れた方が、「もう一度来てみたい」と感じていただける整備は、観光産業振興には欠かせない課題です。

そこでお伺いいたします。特に、訪れた方が、「もう一度来てみたい」という整備とは、具体的にどのような整備を考えているのか、その内容をお示してください。

次に、文化財の保存・活用整備についてであります。

本市の宝であります特別史跡多賀城跡は、大正 11 年に史跡指定を受け、昭和 41 年に特別史跡指定を受けております。

特別史跡とは、大要、次のように述べられています。「我が国にとって、歴史上、また学術的に価値の高い遺跡、遺構などのうち、特に重要で、日本文化の象徴とされるもの」とされ、「文化庁の指定により保護を図っている」とあります。そして、その指定を受けているものは、現在、全国 60 カ所があります。

この本市の誇れる資源であります特別史跡多賀城跡の保存・活用は、今後の本市の魅力あるまちづくり、地域活性化に大きな影響を持つものと考えます。

私は、議員をさせていただきまして 5 年になります。この間、多くの市民の皆様から、「特別史跡多賀城跡がまちづくりに生かされていない、勿体ないのではないかと。宝の持ち腐れではないか」等の多くの声を寄せられました。

私は、議員にさせていただく前までは、正直、多賀城の歴史的価値についての認識がほとんどありませんでした。そこで、このような声をいただき、この 5 年間、本市が行っております歴史講座、観光講座、遺跡調査報告会、東北歴史博物館館長講座などに参加し、まず勉強させていただきました。

その中で、私は多賀城のすばらしい魅力に気づき、大変な感動を覚えました。そして、その中で、このすばらしい歴史的風土を持つ多賀城に誇りと愛着を持ち、多くの人々に多賀城の魅力を知っていただきたいと、長年地道な活動を続けておられる方々がたくさんいらっしゃることもわかりました。

また、その中で、活用とは何か、なぜ生かされないのか、どうすれば生かされるのかなども同時に考え、取り組んでまいりました。

その結果、生かされていない理由として、特別史跡は、本市の思いだけではどうにもならない重要な遺跡であること、また、市民の多くが、誇りと愛着を抱くまで、特別史跡多賀城跡の価値に気づいていないこと、そして、最大の理由は、何といても県、市の財政面から来る整備のおくれが、最大の理由であるとの結論に至りました。

私たち公明党会派は、今月初旬、弥生時代の特別史跡である佐賀県国営歴史公園「吉野ヶ里遺跡」の視察に行つてまいりました。

主に、吉野ヶ里遺跡が国営歴史公園になった経緯を調査してまいりましたが、国営歴史公園になった最大の要因は、吉野ヶ里遺跡の価値はもとより、県また地域の住民が一体となった熱意と協力の結果でありました。

国営公園は、全国 16 カ所あり、公園の区分に自然公園的なイ号公園と、国家的事業や文化的遺産の保存・活用としたロ号公園があります。ロ号公園の中でも、国営歴史公園は、古墳時代の飛鳥歴史公園と、さきに述べた吉野ヶ里遺跡の 2 カ所であります。

また、今年 4 月から、奈良平城京も遷都 1,300 年祭に向け、国営歴史公園として整備される予定になっているとのことでした。

私は、東の雄、特別史跡多賀城跡の歴史的・文化的価値、規模を考えたとき、地方自治体で整備できる事業規模ではないと考えます。国が、国の歴史遺産として、だれに見ていただいても恥ずかしくないように、しっかり保存整備をして、国の宝として後世に残すべきであり、国営歴史公園を目指しても何ら遜色のない特別史跡多賀城跡であると考えますが、いかがでしょうか。本市の御所見をお伺いいたします。

最後に、景観行政について質問いたします。

景観行政団体にならりたいということでもあります。この件に関しましては、私は、平成 17 年第 2 回定例会、平成 19 年第 1 回定例会に、また、吉田議員が平成 18 年第 4 回定例会で、また藤原議員も平成 19 年第 3 回定例会、第 4 回定例会と、同様の関連質問をしております。

「史都 多賀城」をうたい、目指すなら、訪れた人が、史都の風情を感じていただける、市民が誇れるような景観、町並みを持つ「史都 多賀城」であってほしいと願うのは、皆同じではないでしょうか。

しかし、これまでの市長の答弁を見ますと、「これからのまちには美しさが求められる」、また、「景観条例の必要性については、市議会議員時代から持論として訴え、私も同じ思いである」との答弁をされているながら、一方、「市民意識の醸成、盛り上がりを待ちたい」と終始しております。

先日、金野議員と、この件につきまして一緒に県の都市計画課に行き、お話を伺つてまいりました。県は、多賀城市が景観行政団体に県内で一番先に手を挙げていることを、大変期待しておりました。しかし、残念ながら、一番乗りは登米市になりました。

景観行政団体になるということは、県知事に協議書を提出し、同意を得ることだけであり、市の景観に取り組む姿勢、意気込みを世に宣言することです。基本計画、条例の策定はその後の行程で、つくるときは必ず住民、専門家を構成員とする検討委員会を設置することが必要です。計画、条例策定には、住民みずからかかわることが必要ですので、決して行政が勝手に決め、押しつけるものではありません。また、策定期間もいつまでにしなければならないという厳しい規定もありません。

つまり、景観行政団体になることは、市の景観行政のやる気を示すことにより、むしろ景観に対する市民意識の関心、醸成が早まるのではないのでしょうか。

このことから思うに、どうしても今までの市長の答弁は、私には納得がいきません。

また、訪れてみたいと思われる魅力と感動のあるまちづくりのためにも、ぜひ景観行政団体に早くなられるよう、検討していただきたく思います。市長の決意をお伺いいたします。

以上、5点につきまして、市長の理解ある答弁を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村敬子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、障害者支援についてですが、知的障害者グループホーム体験ステイ事業は、グループホームまたはケアホームの体験的な利用を通じて、自立生活移行を支援することを目的とした事業でございます。

知的障害者グループホーム体験ステイ事業の実施につきましては、現在、検討しているところでありますが、ショートステイの利用が可能となる見込みであるとの情報もあり、制度間の調整を図る必要もあることから、もう少しお時間をいただくこととなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、エコ都市宣言についてですが、近年、幾つかの自治体では、ごみ減量、省エネルギー等の各施策の推進や、環境保全型まちづくりの推進を目指して、市民や企業、学識経験者の方々による検討会議を設けながら、御質問にあるようなエコ都市宣言がなされているようでございます。

そして、エコ都市宣言は、環境基本条例の施行や環境基本計画等の策定などと、時期を前後してなされることが多いように見受けられます。

本市では、エコ都市宣言は行っておりませんが、平成12年度策定の環境基本計画は、環境審議会での審議のほか、市民や企業の方々と2年間で延べ17回に及ぶ会議を経て策定しており、その過程の中で、当時としては十分同様の効果はあったものと考えております。

しかし、さきの見直し計画の説明会でも申し上げましたとおり、環境基本計画の計画期間は平成22年度であり、来年度には新たな計画の準備段階に入る予定であります。

新計画は、市民等との協働をこれまで以上に視野に入れ、策定していく所存であり、市民等の環境保全への理解浸透と行動促進のさらなる推進方法として、エコ都市宣言も一つの有効な手段ですので、その是非等もその際に考えてみたいと思います。

第2点目の、これは「スリーアール運動」と、私も「サンアール」だと思ったのですがけれども、「スリーアール」が正式名称だということなものですから、「スリーアール運動」とさせていただきます。

3R運動の推進についてですが、本市においては、平成13年1月に策定した多賀城市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のため、さまざまな施策を行っております。

そのうち、御質問の3R運動の推進についても、いろいろな取り組みや啓発活動を行っているところでございます。

市民の皆さんに対しましては、ごみの分別や出し方の勉強会を開催するほか、マイバックを持参し、レジ袋をもらわないこと、商品の過剰包装は断ること、詰めかえ商品やリサイクル製品を購入することなどを啓発しております。

また、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルを行うため、生ごみ処理容器への補助を行っており、ほかには集団資源回収への協力を働きかけ、一定の支援を行うことで、新聞、段ボール、瓶、アルミ缶などの資源の節約と再利用につなげております。

また、市内の排出事業者に対しましては、一般廃棄物減量等計画書の提出を求めることで、リサイクル率の低い事業所については、立ち入りを行い、廃棄物の減量及び再資源化等の指導を実施し、環境へ配慮した行動を促しております。

さらには、一般廃棄物の収集許可業者に対しても、リサイクルの独自ルートを構築してもらうよう指導を行っております。

これらの活動の推進に当たっては、市民、事業者、地域の団体、民間団体、行政機関など、社会を構成しているすべての主体が現在の課題を十分に理解し、行動していくことによって、持続可能な循環型社会の構築に向かって進んでいくものと考えておりますので、今後ともより一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、観光客の受け入れ体制を整備することに関しての御質問でございますが、ことしの10月に開催される仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを契機に、それ以降も本市を訪れる観光客に対して、「おもてなしの心」でお迎えできるよう、多賀城市観光協会等との連携により、ハード・ソフト両面における受け入れ体制の整備を考えております。

まず、ハード面におきましては、国府多賀城駅を利用される観光客の利便性向上と、多賀城跡や多賀城碑などへスムーズな誘導案内が図られるよう、国府多賀城駅構内に観光案内所を新設する予定でございます。

また、観光客等への情報提供として、多賀城市観光協会が認定する「おいしい多賀城の味」のサンプル等を展示する観光物産コーナーを、東北歴史博物館や多賀城駅構内に開設している観光案内所、または市役所ロビー等に設置する予定でございます。

一方、ソフト面におきましては、観光ボランティアガイドの皆さんが、歴史の語り部として、「おもてなしの心」で現地を案内し、さらに、史跡、歌枕等に関して、質の高い案内体制が図られるよう、支援してまいりたいと考えております。

さらには、本市固有の歴史、文化資源などの知識をより深めていただくために、市民の皆さんを対象として開催している歴史観光講座や、タクシー乗務員による観光案内研修に対しても、支援してまいりたいと考えております。

次に、特別史跡多賀城跡の国営歴史公園化についてですが、特別史跡多賀城跡は、文化庁の指導のもと、宮城県教育委員会、多賀城市が一体となって調査、保存、整備、活用、維持、管理を行っているところでございます。

整備については、県教育委員会が事業主体となり、本市が実施している公有化事業の進捗を踏まえながら、県多賀城跡調査研究所が、発掘調査の成果に基づき、史跡の保存を図るとともに、親しみやすい歴史公園として活用するため、環境整備事業を行っております。

今後、特別史跡多賀城跡の現状を踏まえ、保存管理計画、保存活用計画などを策定して整備していかねばならないと考えております。

なお、歴史的風土・文化を生かしたまちづくりについて、文化財行政とまちづくり行政が手を組んで取り組む、いわゆる歴史まちづくり法案に基づき、文化庁及び国土交通省等からは、市町村の意向調査があり、本市といたしましても、「事業実施の可能性はある」と回答しているところでございます。

今回御質問の特別史跡多賀城跡の国営歴史公園化については、望ましいと承知しておりますが、既存の国営歴史公園の規模や、公園化までの経緯等を踏まえると、大変難しいものと考えられますので、当面、文化庁、宮城県等からの情報収集と分析に努めてまいります。

次に、景観行政についてでございますが、本市が景観行政団体になるためには、宮城県と協議をし、同意を得る必要がございます。

これは、県と市が二重に景観行政を行うという事態を避けるために、規定されているものであります。

景観行政団体になりますと、景観計画を定めることにより、景観法に基づく施策を実施できるようになります。

景観行政団体につきましては、全国で 319 団体、平成 20 年、ことしの 2 月 1 日現在でございますけれども、この 319 団体が位置づけされており、宮城県の場合は、法定の県と仙台市以外では、4 月 1 日から登米市が加わりますが、県との協議が整って、景観行政団体になった市町村は、現在のところございません。

本市の場合につきましては、議会や市民の皆様にとびたびお話をさせていただいておりますが、まずは、今ある保全すべき景観や、これから創出すべき景観につきまして、よく協議し、合意形成を図ることが肝要であると考えております。

また、次期第五次総合計画の中にも、景観に関する考えを位置づけしてまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

ちょっと時間も過ぎているので気になりますけれども、言わせていただきたいと思います。

まず、第1点の、障害者支援についてなのですが、検討していただけるということと、あと、ショートステイの方も一緒に使えるかもしれないということで、その辺を調整しながらということでしたけれども、ぜひ皆さんが活用できるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。こちらは答弁よろしいです。

次、2点目の、環境行政についてでありますけれども、宣言は計画と一緒にやっている自治体が多いということでしたけれども、本市の場合、先ほども紹介しましたように、計画に基づいて、あと、ISOでいろいろな効果も上げているわけですが、こちらは、どちらかという、庁舎とか事業者ですか、の主体のもので取り組んで、これだけ効果を上げたということで、大変それはすばらしいことなのですが、やはりこの理念をどう市民に広げて、「知っている」から「している」に変えていこうという、何かコマースでこの前も言っていましたけれども、結構知っているといいますか、環境が今厳しいというのは知っているのだけれども、なかなか行動にまでというところが、いま一歩というところで、今、毎日のようにマスコミなどでも取り上げていますけれども、そういう現状でありますので、やはり一緒ということに限らず、やはり市民に広げていくために、エコライフというものを浸透させて、それを本当に実践していただける、そういうまちをつかっていくために、私は、できましたら、宣言も一つのきっかけづくりになるのかと思いますので、これも計画の見直しのときに考えていきたいというお話でしたけれども、ぜひやっていただければというふうに思います。

これは、本当にこういうことをやって、取り組んでいくということは、市のPRにもなりますし、すごいプラスのイメージになっていくのではないかとこのように思います。

あと、3Rですが、これに関してなのですが、市としてはいろいろ取り組んでいるお話が、今いろいろ御紹介ありましたけれども、その点、私も知っておりますけれども、やはりもっと、例えばいろいろなごみの清掃の見学会とかいろいろあるのですが、意外と参加者が少ないように聞いています。

それで、ほかの自治体では、やはりこれを推進するために、行政区ごとにモデル地域に手を挙げて、行政区ごとに取り組んだりとか、いろいろなことをやって、多くの市民に普及するために、いろいろな活動に取り組んでいる、まあ3Rモデル地域ということで手を挙げてやっている地域もありますので、本市もそういうところにも手を出してやっていくということも、もっと市民に対して効果を広げる意味でいいのかというふうに思いますので、この辺も研究していただきたいと思います。ちょっとこの辺に対しては御答弁をお願いいたします。

次ですが、観光行政についてということですが、今、いろいろソフト面とハード面ということで、お話がありました。

私は、実はこれを聞いたときに、先ほど市長が言いました、歴史的風土を生かしたまちづくり法案が平成20年度から出されるので、これに何かやるのかなという思いで、非常に期待していたのですが、何かお話を聞きますと、案内所を置いてというような、そこでとまっているような感じなのですが、ぜひこのまちづくり法案、これは副市長も何回か説明していますように、市と、いろいろな意向を聞いてできた法案でもありますので、本市としまして、ぜひ手を挙げて、そして早目に何か一つでも事業を起す方向で検討していただきたいと思いますが、これはいつごろからやる予定でいるのか。何かというのはまだ具体的には聞いていませんけれども、何か考えてらっしゃることなのだと思いますが、どのようなことを考えられて、いつごろからこれを具体的に、市としてこの事業に取り組む計画があるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。ハード面ということですが、その辺をお伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

あと、国営化を探るといふことで、私、ちょっと唐突なようでしたけれども、これを提案させていただいたのですけれども、先ほど質問の中でもいろいろその辺に至った理由を、簡単にちょっと述べさせていただきましたけれども、今の御答弁によりますと、やはり県が整備することになっているので、県の方をお願いしているといふか、それをしていただくしかないような御答弁でありました。

私がここで申すまでもなく、今の特別史跡の現状といふのはわかると思います。本当にこれを、今から公有化して、皆さんに来ていただいても恥ずかしくないような、そういう歴史公園として整備するのに、どのくらい市としては、いつまで、県がやることだといふことも、やはり本市としては、それだからといって、無関心といふのですか、では無理なものですね。市としては、いつぐらいまでにこれがある程度でき、本当にそういう歴史公園的な方向として整備できると思って考えていらっしゃるのか。その辺、まずちょっとお聞きしたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

あと、最後の、景観についてでありますけれども、また、市長、同じような御答弁をいただきまして、住民の合意を得ながらとか、合意形成といふような話でしたけれども、先ほども言いましたように、別に、これをつくるために、条例とか計画をつくるのに、必ず地域住民、地元の人たちが入れられた懇談会とかいろいろやったりなどして、そうして合意形成を図って、どういう計画にするかとか、どういう条例にするかといふことをやるわけですので、それを地域から出てきてから景観行政団体になると言ったのでは、やはり市民の出るのを待っていたのでは、ちょっと何年後になるのかと、私としてもかなり不安なのですけれども、やはり市としてやっていかなければならないと、やる方向だといふのがあるのであれば、まず市として景観行政団体になって、そして地域の方におろして、皆さんの意見を聞いていく。そして合意形成を図って、多賀城市にふさわしいそういう景観条例といふものを決めていくといふことが、市長が描いているそういうものに、より近く、早くなるのではないかといふふうにするのですけれども、この辺も御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いろいろと再質問いただきましたけれども、最初の3R運動については、市民経済部長から答弁させます。

2番目の、観光行政の整備といふことでございますけれども、これは、御存じのように、歴史まちづくり法が閣議決定したといふことで、恐らく今国会で間違いなく通るといふふうなことです。ことしの秋あたりにはこれが施行されるようになると思います。

その中で、当然、去年、多賀城市が国土交通省の方からヒアリングを受けております。東北では多賀城と平泉だけでございました。

その中にいろいろなものが含まれていく可能性がございますので、その中で、多賀城市独自の観光行政を行ってまいりたいといふふうを考えております。特別史跡の中ではございますけれども、ほかにはないようなアイデアも入ったものもございまして、できればそういう中で整備を行ってまいりたいといふふうに思っていますので、御了解いただきたいと思っております。

それから、国営歴史公園化、これはやはり大変なことだと思っております。国営歴史公園といふことになりまして、奈良県の場合ですと、昭和10年から始まっているものでございまして

て、たまたま、先ほどお話しあったように、平城京跡も、これは平成 20 年度、恐らくことしあたり国営になるかと思います。

ただ、吉野ヶ里の場合は、運がよかったといえますか、国土交通省でうまく採択になって、そのまますんとしたわけでございまして、私も、これは国営歴史公園化になってもらえれば、最高に多賀城も助かるわけでございまして、そうなるのがいいのですけれども、なかなかここまでは難しいのかと。

整備がいつまでかかるのですかというような御質問でありましたけれども、これはまだ発掘調査が全体の 10% ぐらい、公有化事業では約半分ですね。ですから、環境整備はまだ 16% ということで、まだまだな状況でございますから、いつまでかかりますかと言われても、これはまだまだ先だということしか言えないのではないかと思います。その間に、できれば「歴史の道」史都景観形成事業等を、恐らく具体的なものが出てくるのが、平成 20 年度だというふうに思いますので、それに伴った整備を図っていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、景観行政団体、これはさっぱり積極的でないのではないですかとおしかりを受けたようですけれども、これも本当にすぐにでもやりたい思いはいっぱいです。今度、先ほど言いました歴史まちづくり法の中に、景観行政団体という範疇のものもございますので、その中で総括的にというか、総合的にと言ったらいいでしょうか、この史跡に関して、いろいろな分野でどういうふうにしていくのかというものの中に包含しながら、進めていくべきではないかと私は考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長(兼)税務課長（坂内敏夫）

3R 運動の推進につきましては、研究させていただきます。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

ありがとうございました。

では、一つだけ。国営歴史公園化を探るということなのですが、私もそんなに簡単にできるなどとは思っておりません。しかし、公有化が終わり、発掘が終わって、あそこが本当に整備されるのを、今の現状で、県や市がやるのを待っていたら、何か特別なことがなくて、今のペースでやっていたら、本当にもう 100 年ぐらいかかるのかという感じなんです。

ですから、やはり国営歴史公園化も、平城京が今度なりますけれども、あれも簡単になったわけではないのです。でも、やはりしていきたいと、するだけのものがあるということで、奈良県も強い意志を持ってずうっと叫び続けてやってきて、ようやく今回なったというものがあります。

やはりそういう声を上げて、訴えていかなければ、市がそういう意志を持っていなければ、向こうから「やってあげます」ということは、今のこういう状況の中で、あり得ないと思うのです。ですから、早くそういうものを実現していくためには、やはり私は、地方自治体でやるよりは、むしろそちらを目指す方が、そのためにどうしたらいいかということで、いろいろ戦略を練り、いろいろと政治力もあると思いますけれども、そういうものを使いながら、働きかけていくということが、やはり大事なのかと思うのです。

やはり、それには市が県を動かし、市と県が一緒になって国に働きかけるような、そういう方向を探っていないとできないのかと思いました。

あと、ここで、一つアドバイスをいただいたのですが、やはり周りの方が、本当に多賀城というのは、なつて当たり前だと、なるべきそういう特別史跡だということを認めってもらうことが、やはり一番大事であるというお話をいただきました。

そういう意味から、まだまだPRも足りませんし、先ほども言いましたように、市民自体の意識の醸成ということも、やはりこれからだと思うのですが、そういうものを培いながら、そういうことも両方、無理だとあきらめるのではなくして、両方、市、県にも働きかけ、整備も進めてもらいながら、また、国にもそういうできるような方向で、両方をしていくということも大事なのかと思いますので、ぜひ、あきらめないで、ちょっと考えていただければどうかというふうに、探っていただければと思いますか、そして、そういう中から、また別な新しい方法というのも出てくるかもしれませんので、その辺、いかがなものでしょうか。御答弁を。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員のその気持ちは重々わかります。ですから、やはり今のままでは、恐らく国営歴史公園化などというのはちょっと難しいと私も思います。できれば、先ほども申し上げましたが、「歴史の道」史都景観形成事業等を通じながら、それによって市民の輪も広がっていくというふうに思いますし、きっかけは、私は文化庁とか文部科学省などを中心にして、ちゅうう行っているものですから、その辺にもPRしていきたいと思っておりますし、そのうち、奈良とも友好都市が結ばれるでしょうし、太宰府市とも結びましたので、いいトライアングルを組みながら、事例も教わりながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は1時半であります。

午後0時23分 休憩

午後1時27分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

4番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4番 伏谷修一議員登壇）

○4 番（伏谷修一議員）

通告どおり 2 点について御質問いたします。

今春の 3 月、仙台市宮城野区幸町に移転する東土木事務所の跡地利用について質問いたします。

国道 45 号線の交通アクセスなどの利便性、建築物の再利用を兼ね備えた東土木事務所は、多賀城市が今後の対応について、多方面にわたり考えていく必要性があると思います。

例えば、平成 20 年 4 月 1 日から施行される、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」の制定に当たり、その趣旨の一つは、「近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄さが顕著となってきた。このような中、犯罪の質や形態も変化していることから、私たちの暮らしの安全と安心を確保するために、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能を充実し、強化することが重要な課題となってきた」とあります。

もちろん、この条例のもと、市、市民及び事業者の協働により、万全体制を図って、安心・安全なまちづくりを実現することは当然であります。

しかし、一方で、複雑多様化する犯罪のさらなる抑止力として、多賀城警察署の設置について、その方向性を検討することも必要と考えています。

今、市民の方々から、「東土木事務所跡地に多賀城市警察署を」という声もささやかれています。

仙台市宮城野区に隣接している多賀城市の犯罪発生率には、相関関係があるはずですが。

また、多賀城市は太白区と隣接する名取市と位置関係が類似しています。多賀城市には塩釜署が控え、名取には岩沼署が控えております。

社会の変貌とともに、昭和の時代には想像できなかった犯罪が現実化している現状です。

現在、宮城野区の仙台東署、太白区の仙台南署の管轄内では、十分な対応ができない状況と伺っております。

そのため、平成 26 年度に、仙台若林区に若林署の設置が内定したということです。実際、警察署の設置には多額の予算が必要です。宮城県としても窮迫した財政運営の中、今、現在すぐに了承するとは思えません。しかし、七ヶ浜はもとより、整備された高速道路を活用することにより、近隣松島、利府への迅速な対応が可能でありますし、開発の進む仙台湾エリア等隣接した宮城野区への効果も十分に考えられます。

まず、市民が、多賀城警察署推進委員会、あるいは期成同盟会を発足し、各種団体の意見や、特に大切な市民の声を十分に伺い、協議した上で、その必要性を確認していくことが初めの一歩と考えます。

当市におかれましても、市民の安心と安全を守ることが最優先課題であることは言うまでもありません。市民の声が東土木事務所跡地利用に多賀城市警察署の設置を願うのであれば、その実現に向けて、多賀城市としてもサポート体制あるいは連帯について、どのような方向づけで考えられるかお伺いいたします。

第 2 点に、多賀城の農業生産者の環境は、ますます耕作意欲を低下させる現状に置かれています。

米の消費量は、長期的に一貫して減少しており、平成 18 年度には、私が生まれた昭和 37 年度のピーク時の 118.3 キログラムより、半分近くの 61 キログラムまで減少しております。

農林水産省の統計によると、全国の需要は毎年 9 万トン減少し、人口減少も含めて、このまま推移すると、10 年後には 745 万トンと想定されています。

それとともに、平成 19 年度産米価の大幅な下落は、全国的な過剰な作付が背景にある模様です。

このような状況のもと、今一番行うことは、米価の安定を維持するために、計画的な生産調整に取り組まなければならないことを、各種協議会で必要条件としています。

平成 20 年産米の生産目標数量は 815 万トンとなり、需要量の減少分と合わせて約 10 万ヘクタールの生産調整面積の増加が必要となっています。

多賀城市では、農家が所有する水田面積が 371.41 ヘクタール、県からの作付換算面積値が 240 ヘクタールとなり、米の作付割合が 64.61%、転作率が 35.39%、約 36%の減反率となります。

現在、米政策の見直しとして、生産調整の拡大に、5 年間にわたり、その達成者には 10 アール当たり 5 万円、未達成者には 3 万円を設定し、一応の上限を 100 万円と位置づけています。

また、JA グループ宮城は、環境保全米づくりの運動を展開しており、おいしい宮城米に、安心・安全を付加し、宮城米の再構築をし、消費者のあらゆるニーズにこたえられる施策の推進に取り組んでおります。

昨今の食に対する意識は、消費期日の改ざんや原料の偽装、最近では中国産の冷凍食品の有害成分の混入等、あってはならないことが現実化していることに市民も困惑し、怒っています。

昭和の時代の食文化といえば、四里四方、地産地消というように、地場を中心に生産された新鮮な食材を食べることが一番の健康食でありました。また、この時代に考えれば、本当にぜいたくなことであります。

この飽食の時代には、消費者は産直に目を向け、週末には、各 JA が主催する販売所で購入する消費者が年々ふえている傾向にあります。

農業立国であるフランスは、自国の農家を守るための国策として、強い姿勢を打ち出し、食に対してはある程度保護政策をとっています。フランスの食文化は、小麦からのフランスパン、酪農での乳製品、ブドウからはワイン、基本的な食生活を変えることはありません。もともとグルメという言葉は、ワインを中心としていて、パンとチーズのコンビネーションをうまくできる人のことを言っているようです。

日本の食文化を再認識してみると、米、日本酒、漬物、これはまさに地元の土地から耕作した食材を、おいしく食べることが日本のグルメ食の原点ではないでしょうか。

前述した減反政策の中で、稲作から麦、大豆、園芸、畜産の振興へ転換を求める対策も打ち出されていますが、多賀城の歴史背景をもとに製品化された古代米からできた「おもわく伝説」、とてもストーリーのある古代米の商品化なのですが、市民がデイリーに愛飲する商品価格ではないように思われます。

米の品種改良は、幾度もの繰り返しが今のおいしい米になったと認識しています。食用に適さない酒造好適米を転作として認めてもらえるならば、水田用地の維持が可能になると思うのです。100%多賀城米の製品化をいろいろな角度で考えることにより、生産者は売れる米、JAはそのサポート、行政は、広報を含めた、商工会、観光協会を中心とした各種団体への、コーディネーター役としての役割を果たす体制、まさしく協働の概念に基づく働きが必要ではないでしょうか。

その一つのケーススタディーとして、ケーススタディーを確立することができれば、その派生効果は増大すると考えます。

次に、恒久的な米づくりとは対極に、将来的な多賀城の農地のあり方についてお伺いいたします。

施政方針の中でも述べられていました、「富県戦略」の実行段階における、セントラル自動車、東京エレクトロンの企業集団の工業誘致にかかわる多賀城市の今後は、御説明にもあったように、みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画の概要から、学院大工学部、ソニーを初めとした企業との連携を図っている本市にとっては、有利な条件が整っていると思われまます。

また、多賀城の生活全体の利便性はとても高く、順次移住されるセントラル自動車従業員だけでも1,200名を超えています。魅力ある多賀城のシティーセールスマンでもある市長は、工業住宅の誘致を考えると、将来を見据えた農地後継者の意見にも十分に耳を傾けている発言も、一定の理解はできます。1月28日に開催されました八幡地区での「おばんです懇談会」の場でも、将来的な農地の転換についても言明されておりました。多賀城全体のことを思えば、農地の整備は川下からと考えるのが必然です。

市長は、公約の中に、第三次総合計画にあった南宮地区のサイエンスパーク構想の対策として、自動車産業関連の誘致を考えているとのことでしたが、恒久的な米づくりの実現と、今後の農地としてのすみ分けを、どのように取り計らうのかお伺いいたします。

最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷修一議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、仙台東土木事務所の跡地利用についてでございますが、同事務所は、この4月から仙台土木事務所に統合されると伺っております。

宮城県に確認したところ、事務所機能は閉鎖するものの、当面は河川や道路の維持管理に使用する車両を残し、万が一の災害や事故に対応する体制をとっていくとのことでした。

この用地は、交通のアクセス面ですぐれる国道45号に面し、多賀城駅からも近いこと、本市のほぼ中央に位置していること、特定重要港湾、仙台塩釜港仙台港区も控えていることなどを考慮すると、御質問の警察施設としてとらえた場合、適地と言えるのではないかと考えられます。

しかしながら、警察署自体の移転、あるいは新設ということになれば、宮城県全体の警察署再編計画に影響を及ぼしますので、当面は宮城県及び宮城県警察本部の動向を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、都市近郊型農業の減反に対する取り組みということですが、主食用米の消費量は、先ほど伏谷議員御指摘のように、昭和 37 年ごろの国民 1 人当たり年間消費量 118 キログラムをピークに、年々減少し、最近の消費量は 58.5 キログラムと半減しております。

本市では、減反した農地に対し、都市近郊型の農業として、施設園芸や野菜栽培の振興を図ってまいりましたが、労力がかかるなど、栽培面積の拡大には至っていない現状でございます。

補助制度に負けない収益性のある恒久的な米づくりの方策ということでございますが、従来の慣行栽培による米では、価格が低く、低収益であります。消費者のニーズから、安全・安心で売れる米づくりとして JA グループが進めている環境保全の減農薬、減化学肥料による栽培米や、さらに付加価値を高めた、完全無農薬栽培によるこだわり米の収益が高いと考えております。

次に、継続的に行われる減反政策に対して、農地後継者に対する意見の集約についてですが、国民の米の消費量の減少と一部の地域による水稻の過剰作付により、国では在庫米を抱え、生産調整が続けられております。

最近、米粉のほか、バイオエタノール、家畜飼料としての用途として見直されております。

農地後継者にも、生産調整について御理解、御協力を得ながら、米の需給調整が確実に実施されるよう、生産者の皆様と取り組んでまいります。

最後に、10 年、20 年後の農地のあり方でございますが、「富県戦略」に伴う工場の進出も取りざたされる中、農地と都市的土地利用との調整が、極めて重要な課題となっておりますので、将来の農地のあり方についての検討が、必要な時期に来ていると考えております。

先ほどの伏谷議員の質問の中にもありましたけれども、農業者と意見交換等を十二分にこれからしていかなければいけないというふうなことでございますけれども、多賀城でこれからは減反されて、あるいは田んぼを売って、例えばほかのところに田んぼをつくっている方々もいっぱいいらっしゃいますね。そういう方法も、どうしても多賀城というのは、大都市仙台に近いということもございまして、農地として確立してやっていくためには、ちょっと適していないところもあるのかと。今回の「富県戦略」によりまして、工場進出ということもかなりの高い確率で予想されるようになってまいりましたので、農業者との十二分な意見交換を整えながら、「富県戦略」に伴う工場進出に備えなければいけないという思いがいたしまして、その辺の調整をどう図るか、非常に喫緊の課題になっていくのではないかと、非常に私も自覚している次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

御答弁ありがとうございます。

再質問で、最初、東土木事務所のあり方ということで、警察署の御提案を申し上げたのですけれども、こういった声は、市民の方が今、非常にこういう抑止力ということで、そういうふうな機運が上がるだけでも、運動を起こすだけでも、やはりいいのではないかと思います。

確かに、今、市長がおっしゃったように、莫大なこの経費、維持費がかかっていくと思います。ただ、こういった声が上がっている以上、もしそういった推進委員会等ができれば、やはり市としても、この辺の考えをバックアップするというふうなお声をいただければ、やはりそれを推進していこうという方々の意欲も上がってくると思いますので、その辺のところを、お考えをいただければと思います。

なお、再編ということがあったのですけれども、やはり各地いろいろなところで、宮城県内で再編というふうな予定表があるようです。それで、平成 21 年には利府インターのわきに、何か、多分、泉の免許センター跡地を利用していた機動警備隊といいましたか、そちらの方の移転が、基本設計の方の予算もついているというふうに伺っていますので、やはりそういうふうなムーブメントを起こすことによって、なおさら実現されるのではないかと。何もやらないところには、やはり何も起きてこないのではないかとというふうにも思いますので、ぜひともその辺のサポート体制、考えられることがあれば、御提示いただければと思います。

それから、やはり農業、私も、正直な話、まだ議員の活動をしてから 1 年でございます。確かに、田んぼということに関しての、自分の考えというものも、小さいころから田んぼで親しんできた 1 年でございますので、いろいろありましたが、何と申しますか、非常にこういうふうなものというのは、シビアな問題なのかというふうに特に感じておまして、恒久的に米はどうやっていけばつくれるのかと、何というのでしょうか、昔からあった米の慣習と申しますか、習慣と申しますか、私、非常に崇拜しておりました先輩で、一ノ蔵の鈴木和郎元会長、お亡くなりになったのですが、この方が、いろいろその都度、お話ししていただけることは、日本には発酵という、発酵学という非常にすばらしい文化があるのだと。その文化というのは、やはり米、それから漬物、そういったものを日本人は長期的に食べられるためのいろいろな手法、努力をしてきたと。その文化がもしあるのであれば、多賀城市においても、多賀城市のその歴史というのは非常に長いわけで、その時系列の中で、いろいろ発酵学ということを取り入れたときに、「昔の人はこうやったのであろう、こういうふうなことをやったのかな」という、そういうストーリー性を持った商品構成を図るのであれば、今、非常にいろいろ各種団体の方が、多賀城の特産品を、何とか名物をつくりたいと言って頑張っているのですけれども、やはりその中にはこのストーリーというのが非常に必要なのかなと私は思って、特に日本酒を、今飲む人、特に、私の周りでは、市長がたしか日本酒をお好きでございまして、藤原益栄さんも非常においしく日本酒を飲んでいるなど。日本酒を飲んでいる人は、本当に聡明に私は思うのですけれども、根拠はないのですが、そういったことも含めると、やはりそういった発酵文化ということに対して、行政の見方も、これから、学院大とのいろいろな連携をしていくということもありますので、そういった学問としてのとらえ方、そういったいろいろな情報を加味した上での商品構成を、ぜひ市がコーディネーターとして実現してもらえないか、というふうなことも考えられると思います。

それから、最後に、特に、土地の問題、農地の問題ですが、やはり全体のいろいろな中でお話を聞くと、余り、何と申しますか、強い発言はできないと。ただ、個々にお話を伺うと、やはり 10 年後をシミュレーションしてみろと。どういうふうな方がどういうふうな米をつくっているのだと。そのシミュレーションをした結果、今やるべきことがあるだろうと。それはやはり待たないではないか、という声が非常に多くなっているのかというふうに思います。

なかなかこの辺の話は、本当に、ましてやこういうふうな公の場で発言してしまうということは、非常に、「お前、何を考えているのだ」という声もいろいろあるとは思いますが、あえて、市長もこの決断力を持って、もう本当にタイムスケジュールをつくりながら、農地のあり方、1年後、2年後、特に5年後にはこうしたいのだという、そのスパンをつくっていただければ、それに準じて農業従事者の方は、いろいろと考えるのではないかというふうに思いますので、決して市長が出すことによつての、一番のメリットではないとは思いますが、私が今感じる中では、市長がリーダーシップをとっていただけることが、多分、皆さん一番納得していただけるのかというふうに考えますので、この3点について答えをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の、警察署の関係でございますけれども、今、伏谷議員も御存じのように、多賀城の場合ですと、駅前の幹部交番ということで、多賀城駅を中心として、北と南でいろいろとこれから再開発、あるいは長崎屋問題、恐らく近々のうちに、いろいろ解決できるような状況になってくるのではないかという中で、駅前幹部交番も考えなければいけない。この幹部交番自体が、県の方にも近々、県警の方にもお願いに行くかという矢先でございます、それと一緒に、塩釜署の多賀城の東土木事務所跡地に、ぜひ誘致をというふうなことで、これは、二兎を追う者は一兎をも得ずということわざがありますけれども、私もちょっととまどっているような状況でございます、あの東土木事務所跡に、これは塩釜警察署が移っていただけるのであれば、これは願ったりかなったりでございます、多賀城の治安もよくなるし、あるいは仙台港に向けても、場所的にも非常にいいところではないかと、私自身もそういうふう考えております。

ですから、いろいろと頂上作戦というか、最初から県警の県警本部長あたりにどーんとぶつかるのも、そういう作戦もあるでしょうけれども、もう少し状況を見きわめながら、何と申しますか、じっくりとこの問題に関しては取り組んでいきたいという思いでございます、その辺、御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の、バイオ、鈴木和郎さんに関しては、私も、もう何年前ですか、約30年ぐらい前から知っている方でございます、あの方の考え方、発酵学という表現を伏谷議員やられましたけれども、東北大の農学部時代からずっと、鈴木和郎さんは発酵学、バイオに関しては、これからの時代はバイオだという思いで、私どもにもいろいろな話を聞かせていただいた経緯もございます。一ノ蔵というすばらしい酒をつくる醸造会社をつくられたときも私は知っていましたので、その辺のことも聞いております。

できれば、市がコーディネーターになってもらえればという伏谷議員のお話ですけれども、きっかけがあれば、今、代表関係をやっていらっしゃる方々も知っていますので、つながりができれば、何らかのかかわりを持って、コーディネーター役をやらないというわけではございませんので、かかわりが持てるような関係があれば、逆にその辺は伏谷議員から教えていただいた上で、かかわりを持っていきたいというふうに思います。

それから、土地の件ですけれども、シミュレーションして、決断力はあと市長ではないかという話がございましたけれども、これも具現化といいますか、どういう会社が、どういうふうに来て、どのくらい欲しいのかというものが具現化してこない、これは単に、「何とかそういう場合は売ってください」ということでは、これはまずいですし、ただ、多賀城の場合、包蔵地という、いろいろ埋蔵文化財がいっぱいあるところでございますから、

その辺のこともらみながら、やはり工場進出を図っていく、先ほども申し上げましたけれども、大仙台があって、多賀城があってと、非常に多賀城市は物すごく恵まれた土地ではないかというふうに思います。前に、ことしですか、村井知事にお会いしたときも、「多賀城は非常に恵まれていますね。そういう意味では、工場誘致、ぜひ私も頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく」という話を、知事からもされております。

ただ、やはり農業関係者の方々と、やはりその辺、ころ合いを見計らいながら、十分な話し合いをしていかないと、絶好の機会を逃すことにもなりますものですから、農業者の今後のこともおもんばかって、計画を進めていかなければいけないのではないかというふうに思います。

御存じのように、大郷の方には、約 100 町歩ぐらい、多賀城の方々が田んぼをつくっているとところもあるわけです。ですから、多賀城でも、やはりどうしても田んぼを残さなければいけないところは、残さなくてはならないわけです。水害の問題もございまして、その辺の総合調整を図りながら、今後、進行方向を決めてまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

東土木事務所の跡地については、かなり困難だということも含めて質問しておりますので、その部分に関しましては、そういった動きがあればということで、お願いを申し上げます。

それと、やはり、ちょっと再三になるのですがけれども、今ほど鈴木和郎さんのお話が出たのですが、和郎さんは、やはり既存概念を非常に打ち破って、例えば等級制であれば、その等級である税の垣根を超えたような商品の御提案をしたりとか、非常にその当時は、「何をやっているの」というぐらいの苦言を呈された方でございます。

市長も、やはりその既存概念という部分を打ち破っていただいて、できれば、その土地のことに關しては、先ほどから再三申し上げているとおり、早い段階に、こういうふうなことをやった方がいいのではないかという方向づけを、ぜひともつけていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。（「回答は要りませんね」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員の登壇を許します。

（12 番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

私の質問は、市長の平成 20 年度施政方針に基づき、男女共同参画推進条例（以後、推進条例）についてであります。本市の推進条例作成の基本姿勢を伺うものであります。

私自身、国の基である家、家庭、家族のきずな、伝統的保育環境に注目しているものであります。

平成 15 年第 3 回定例議会の一般質問、「男女共同参画とジェンダーフリー教育について」で、その理念の危険性を紹介し、本市における男女共同参画社会形成に警鐘を鳴らしました。

男女共同参画の持つ表と裏の二面性を紹介しました。表の面は、文字どおり、男女共同参画で問題はありますが、裏の面は問題大ありであります。

その理由は、フェミニスト思想独特の男女共同参画イコールジェンダーフリー、性差否定が、関係者の無関心からか、誤解されて、ひとり歩きし、その結果、家庭崩壊、夫婦のきずなを壊す性別役割分担解消、親子のきずなを壊す安易な育児の社会化等から、離婚、犯罪の多発を多分に招いているからであります。それは、男女共同参画国家の優等生・スウェーデンでの裏の面そのものであります。

ここで、関係法令の経緯等を説明し、最後に質問に移ります。

平成 11 年 6 月に、フェミニスト主導による男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。

男女共同参画社会形成の促進に関する施策の審議機関として、内閣府に男女共同参画会議（以後、会議）を置き、その理念として、1、男女の人権の尊重、2、社会制度、慣行を、性に中立的なものにする配慮、3、政策等の立案、決定の男女の共同参画、4、家庭生活と他の生活の両立、5、国際的協調を挙げています。

国には、積極的改善措置を含む施策の策定、実施、苦情処理や被害者の救済を図るために必要な措置を義務づけ、地方自治体には国に準じた施策の策定、実施を義務づけました。

さらに、国は、男女共同参画基本計画（以後、基本計画）を、都道府県には男女共同参画計画を定めなければならないとし、市町村については努力義務としました。

この法に基づき、政府は、第 1 次基本計画を平成 12 年に策定、さらに、平成 17 年年末に、15 年先平成 32 年まで見通した施策の基本方向を有する、新たな 5 力年計画である第 2 次基本計画を閣議決定したものであります。

第 2 次基本計画は、会議の五つの基本理念に基づき、計画の構成として、第 1 部、基本的な考え方、ここでは基本計画の基本的考え方と構成、重点事項など。第 2 部、施策の基本的方向と具体的施策、ここでは 12 の重点分野を掲げ、それぞれについて施策の目標、施策の基本的方向と具体的施策を記述。第 3 部、計画の推進、ここでは男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な方策等であります。さらに、計画の対象期間から成っておりますが、詳細説明は省略します。

多くの自治体では、第 2 次基本計画に限らず、第 1 次基本計画に基づいて独自の条例を制定されております。

第 2 次基本計画には、さらに新たに取り組む四つの分野及び 10 項目の計画ポイント、ここでは説明は省略します、が提案されております。

また、前述した計画の構成の中の第 2 部、施策の基本的方向と具体的施策では、各重点分野に具体的な数値目標が掲げられ、女性のさらなる社会参加率向上が要求されております。

しかし、注目すべき重点分野での修正が多く盛り込まれており、歓迎するものであります。重点分野での修正は、第 2 次基本計画が閣議決定される過程で、自民党の過激な性教育、ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチームの頑張りとともに、山谷えり子内閣府

政務官（当時）の並み並みならぬ奮闘と、そのバックには、男女共同参画の暴走に抗議し、果敢に抗議行動した国民の熱意があったからだと言われています。

第1次基本計画の中、危険なジェンダーフリー思想が修正され、それらは第2次基本計画の構成の第2部、施策の基本的方向と具体的施策に盛り込まれています。

その一部を紹介しますと、その重点分野2では、ジェンダーの暴走への縛りがあり、ジェンダーフリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや、男女の区別をなくして、人間の中性化を目指すこと、また、家族やひなまつりの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なること。

さらに、重点分野8には、女性の人権から母性重視へがあり、性の自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）をにおわす文言を削除し、妊娠、出産等に関する健康支援という施策を柱に据え、母子の健康支援に関する施策メニューを強化したこと等がありますが、その他は関連資料に譲り、省略します。

第2次基本計画では、多くの危険なジェンダーフリー思想が修正されたとはいえ、まだ不十分であります。ジェンダーというフェミニズム用語がまだ排除されていません。ジェンダーという言葉には、その言葉の成り立ちからして、原理的に性差否定という意味が込められており、ジェンダーという語を使用する限り、必ず性差否定にならざるを得ないからであります。

本市の推進条例作成には、女性の再チャレンジ支援プランを視野に、家、家庭、家族のきずな、伝統的保育環境、その他近年の脳科学的見地等を尊重した理念を積極的に盛り込み、ジェンダーという用語は避けていただきたいものであります。

前置きが大変長くなりましたが、最後に質問に移ります。

(1)条例制定スケジュールは、これは、特に説明は不要と思いますが、その審議委員の選任方法に興味があります。

(2)基本理念は。

(3)実現すべき姿は、ですが、私自身、数自治体の条例に接しましたが、満足する条例は一、二であります。家庭尊重の理念に基づく推進条例がありましたら御紹介していただきたいものであります。

以上であります。本市はまだ緒についたばかりですので、詳細は望みませんが、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村善吉議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の、条例制定スケジュールについてですが、御承知のとおり、男女共同参画社会の形成は、男女共同参画社会基本法前文で、「21世紀の我が国社会を決定する再重要課題」と位置づけております。

宮城県では、議員提案により、平成 13 年 8 月、宮城県男女共同参画推進条例が施行されております。

県内の市部では、既に仙台市を含む 8 市が基本計画の策定を終えており、また、条例については、5 市が制定済みであり、本年度内の制定を目指している市が 1 市、平成 20 年度以降を目標に進めている市は 3 市という状況となっております。

さて、本市は、このような状況の中、少子高齢化社会がもたらすさまざまな問題に対応し、豊かな社会を実現するため、平成 20 年度から基本方針の策定に取りかかります。

具体的には、本年 2 月 17 日に、一般市民を対象とした啓発事業、男女共同参画をキーワードに、地域づくりを考えるシンポジウムの企画運営を行った、男女共同参画シンポジウム実行委員会メンバーを核に、新たに労働や福祉、人権、社会教育分野の人材と公募市民等を加えた市民委員会を組織いたします。

その上で、市民意識調査や実態調査を経て、本市の課題を整理し、推進に必要な取り組むべき重点事項等を明らかにしながら、実効性ある男女共同参画社会推進のための基本方針の策定に取り組んでまいります。

御質問の条例につきましては、基本方針の策定後を考えております。

2 点目の、基本理念についてですが、基本理念は、一方的に行政が定めたのでは、絵にかいたもちにすぎません。市民が納得する理念、目標とするためには、多くの市民が条例の策定作業にかかわり、少子高齢化時代の夫婦、家族、地域のあり方等を多角的な視点で議論し、共通理解を深めながら定めていくことが大切でございます。

しかし、大筋においては、男女共同参画社会基本法の五つの基本理念、すなわち、1 番目に、男女の人権の尊重、それから 2 番目に、世界における制度または慣行における配慮、3 番目に、政策等の立案及び決定への共同参画、4 番目として、家庭生活における活動とほかの活動の両立、5 番目に、国際的協調がベースになります。

3 点目の、実現すべき姿についてですが、男女共同参画社会基本法第 2 条の定義では、「男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」としています。

男女がともに家庭でも職場でも、地域づくり活動でも、お互いの人権を尊重し、対等な存在として、責任を持ってクリアすべき課題に取り組み、豊かな家庭生活や地域社会を維持している状況と考えております。

4 点目の、参考とすべき他自治体条例についてですが、男女共同参画社会の実現は、1 市町単独の取り組みで完結するものではございません。国、県の取り組み、そして各市町の取り組みが有機的に機能してこそ、実効性が期待できます。

その意味において、既に条例を制定している近隣市町等の条例についても、今後参考になると思います。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

この条例制定の計画、スケジュールですけれども、私は、このスケジュールを余り慌てることはない、そう考えております。大体5年計画ごとに、大体その基本計画が修正されていきますので、その修正を取り入れながらやっていかれたらいいのではないかと思います。

先ほど、私は審議委員と申しましたけれども、先ほど市長は、市民委員会と、メンバーをそういう名称で呼ばれましたけれども、その市民委員会のメンバーの選任に、非常に注意していただければいいのではないかと思います。

私自身、希望するものは、大体3代ぐらいの家庭に、3代そろって家庭生活をしている、お孫さんがいるような年配者などを入れていただければいいのかと思っております。それが一つです。

それから、男女共同参画のこの基本方針は、フェミニストがつくった条例なので、大分我々と異なった考え方を持った人たちが先に立ってつくった基本法でございます。大分そういう人が、結婚はしたくない、それから子育ては嫌だと、そういう人が先に立ってつくったようなそういう説明が多くあります。

しかし、最近は大分修正されておりますので、そういうところを参考にしながら、次の段階に進んでいったらいいのではないかと思います。

そういうことで、市民委員会の人選の問題、それから、理念、そういうことを、あくまでも家族、子育て、そういうことに関する考え方を十分に配慮し、女性がいつでも再チャレンジできるような、そういう条例になっていただければいいのではないかと思います。

そういうことに関してちょっと疑問がありますので、もう一度その辺に関して、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問でございますけれども、今、私が答弁で答えたように、市民委員会を組織して、基本方針の策定に取り組んでいくということでございます。

メンバーでございますけれども、今御指摘がありました、「お年寄りも」というふうなことで、当然、若い年齢からお年寄りまで、これは幅広く集める、偏った年代だけでというふうなことは、極力避けるべきでございます。当然のことではないかというふうに思います。

それから、ジェンダーフリーとかという話がございましたけれども、それはジェンダーフリーとかには、ちょっとこの段階で、私自身考えられないのではないかとこのように思いますので、ちょっとその選考過程の中で、この人がどういう思想を持っているかというのは、なかなか難しいのではないかとこのように私は思うのです。ですから、選ぶ過程でも、やはり私が参加してみたいという人は、それは、それなりにいろいろな考え方を持っている方が参加してもらって、その中で詰めていって構わないのではないかとこのように思います。それこそ幅広く。ですから、余りその辺のことにこだわると、いいものもできてこないというふうに思います。ただ、人数が少ないということであれば、これは偏る可能性もあるわけでございますけれども、やはりそれなりに多くの市民の参加によって、方向性を

決めて進めていくのが、これからの市民委員会なりのやり方ではないかと思しますので、ちょっと御心配には及ばないのではないかというふうに思いますけれども。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

これは私の提案でございますが、今まで何力所かの条例をちょっと見ましたけれども、一番推薦できるのは、千葉県市川市の条例が一番いいのではないかとそう思っております。

それを参考に、別にほかの自治体の条例が悪いというわけではないのですが、やはり家族を中心にした条例は、そういう思想が盛り込まれておりますので、私はその千葉県市川市の条例を参考に、それにもまさるとも劣らない、多賀城市独特の女性再チャレンジ計画に基づいた条例であればよいかと思っております。特にこれに関しては御答弁は要りません。御提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3 議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算

日程第 4 議案第 27 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 28 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計予算

日程第 6 議案第 29 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 30 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（阿部五一）

この際、日程第 3、議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算から、日程第 9、議案第 32 号平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算までの、平成 20 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

お諮りいたします。本予算の提案理由については、さきの施政方針の中で予算案説明要旨として既に説明されておりますので、この際、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 26 号から議案第 32 号までの平成 20 年度多賀城市各会計予算については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する予算特別委員

会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案については、21人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

○議長(阿部五一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日2月26日から3月4日までは休会といたします。

来る3月5日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時19分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年2月25日

議長 阿部 五一

署名議員 尾口 好昭

同 昌浦 泰己